国別障害関連情報
コンゴ民主共和国

令和８年８月
（2026 年８月）

独立行政法人
国際協力機構（JICA）

株式会社国際開発センター
株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティング

人間
JR
26-072

本調査は、国際協力機構（Japan International Cooperation Agency。以下、「JICA」という。）が株式会社国際開発センター及び株式会社コーエイリサーチ＆コンサルティングに委託し、実施されました。本調査の内容は 2025 年 12 月から 2026 年 8 月にかけて日本国内において実施した文献・オンライン調査と当該国関係者からオンラインで回答を得た質問票の分析等に基づくものです。

国別障害関連情報
コンゴ民主共和国
目次

1.　基礎指標 1
　1－1. 基礎指標 1
　1－2. 障害の定義と統計 2
2.　障害関連政策 7
　2－1. 障害関連行政制度 7
　2－2. 障害関連法令・政策文書 11
　2－3. 障害関連施策 16
3. 国際条約及び国際協力等の実績 24
　3－1. CRPD 批准による対応状況 24
　3－2. マラケシュ条約実施状況 24
　3－3. 持続可能な開発目標関連政策における障害分野の取組 24
　3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組 25
　3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績） 26
4.　障害関連団体の活動概況 29
　4－1. 障害当事者団体の活動概要 29
　4－2. 障害者支援団体の活動概要 30
5. 障害者が直面する障壁・ニーズ 32
　5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁 32
　5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ 33
　5－3. 就労に関する障壁・ニーズ 34
　5－4. 移動に関する障壁・ニーズ 34
　5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ 35
　5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ 35
6. 参考資料 37

図表目次

図 1 機能障害別の障害者の割合(2 歳～17 歳)(2018).....5
図 2 居住地域別の障害児(2 歳～17 歳)割合(2018) 6

表 1 障害関連担当機関.....7

略語表

CBID	Community-based Inclusive Development	地域に根ざしたインクルーシブ開発
CBM	Christian Blind Mission	クリスチャン・ブラインド・ミッション
CBR	Community-based Rehabilitation	地域に根ざしたリハビリテーション
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women	女子差別撤廃条約
CNDH	Commission Nationale des Droits de l'Homme	国家人権委員会
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CRPD	Convention on the Rights of Persons with Disabilities	障害者権利条約
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GIZ	Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit	ドイツ国際協力公社
DRC	Democratic Republic of the Congo	コンゴ民主共和国
FECOPEHA	Fédération Congolaise des Personnes Handicapées	コンゴ民主共和国障害者連盟
FENAPHACO	Fédération Nationale des Personnes Handicapées de la République Démocratique du Congo	コンゴ民主共和国全国障害者団体連盟
FNPSS	Fonds National de Promotion et de Service Social	国家社会促進・社会サービス基金
ICRC	International Committee of the Red Cross	国際赤十字委員会
JICA	Japan International Cooperation Agency	国際協力機構
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
OPD	Organization of Persons with Disabilities	障害者団体
PNRBC	Programme National de Réadaptation à Base Communautaire	国家障害リハビリプログラム
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNFPA	United Nations Population Fund	国連人口基金
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
UNICEF	United Nations Children's Fund	国連児童基金
UNPRPD	United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities	国連障害者の権利に関するパートナーシップ
WASH	Water, Sanitation and Hygiene	水と衛生
WIPO	World Intellectual Property Organization	世界知的所有権機関

1. 基礎指標

1－1. 基礎指標[1]

一人当たり国内総生産[2]	649.4 米ドル	2024 年

セクター別政府支出

保健医療（対 GDP 比）	3.79 %	2022 年
教育（対 GDP 比）	2.8 %	2022 年
社会福祉（対 GDP 比）[3]	0.1 %	2019 年

人口

総人口	109,276,265 人	2024 年
男性人口比率	49.6 %	
女性人口比率	50.4 %	
都市人口比率	44.7 %	
農村人口比率	55.3 %	
平均余命（全体）	61.9 歳	2023 年
男性	59.8 歳	
女性	64.0 歳	

保健医療

栄養不足蔓延率	38.5 %	2023 年
乳児死亡率（1000 人当たり）_	44.5 人	2023 年

教育

教育制度[4]		
初等教育年数	6 年	
義務教育年数	6 年	
成人識字率（15 歳以上）	69.0 %	2023 年
男性	85.0 %	2023 年
女性	54.0 %	2023 年

[1] 世界銀行（https://data.worldbank.org/indicator(参照 2026-1-14)）に基づく。

[2] Gross Domestic Product。以下、「GDP」という。

[3] 国際労働機関（International Labour Organization。以下、「ILO」という。）(2024) World Social Protection Report, https://www.ilo.org/sites/default/files/2024-09/WSPR_2024_EN_WEB_1.pdf (参照 2026-4-5)）に基づく。

[4] コンゴ民主共和国の教育制度は、初等教育（6 年間）、中等教育（6 年間）、高等教育（3 年修了で学士相当、その後 2 年で修士相当、その後博士課程となる）。6 歳から就学。2014 年教育法（Loi-cadre n°14/004 du 11 février 2014）及び憲法第 43 条により、初等教育は無償かつ義務的とされている。

就学率		
初等教育（総就学率）		
全体	117.6 %	2023 年
男子	120.9 %	
女子	114.3 %	
中等教育（総就学率）		
全体	55.5 %	2023 年
男子	67.8 %	2021 年
女子	43.0 %	2021 年
高等教育（総就学率）		
全体	6.4 %	2020 年
男子	8.0 %	
女子	4.7 %	

雇用

失業率（全体）	4.6 %	2024 年
男性	5.4 %	
女性	3.7 %	

1－2. 障害の定義と統計

1－2－1. 障害の定義[5]

コンゴ民主共和国（以下、「コンゴ民」と記す。）では、2022 年の国内法である「障害者の保護と権利推進に関する基本法」において、障害を「身体的、精神的、知的、または感覚的な機能の持続的な低下により、他の者と平等に社会生活に参加することを妨げられる状態」と定義している。障害者を「保護の対象」から「権利の主体」へと転換する考え方が示されている。また、同法では、障害を次のように機能別に分類している[6]。

身体障害	身体機能の損傷または制限により、移動や日常生活に制約がある状態。
感覚障害	感覚器官（視覚・聴覚など）の機能障害。主な内訳は次のとおり。 ・ 視覚障害（盲・弱視） ・ 聴覚障害（ろう・難聴） ・ 発話障害（言語障害） ・ 重複障害（複数の感覚障害）
精神障害（mentales）	精神機能の障害により、社会生活に制約がある状態
知的障害（Intellectuelles）	知的機能の障害により、社会生活に制約がある状態。

[5] Government of Democratic Republic of the Congo（以下、「DRC」という。）(2024) *CRPD Initial Report (CRPD/C/COD/1)*
[6] DRC (2024)

拡張カテゴリー	「社会的脆弱性」を重視し、アルビニズムのある人[7]と低身長症（小人症）の人も定義に含まれている。

1－2－2. 障害に関する統計

【障害統計の現状と課題】

国家統計を担う機関は国家統計局（Institut National de la Statistique）である。しかし、ほとんどの分野において、障害者の障害種別や地域別データなど体系的な識別が整備されていない[8]。このため、コンゴ民には信頼できる障害統計が存在せず、障害認定システムも整備されていない[9]。国勢調査が行われたのは1984年で、それ以降、国勢調査は行われていない。次回の国勢調査は、2026年7月に開始予定である[10]。

こうした制約のもと、コンゴ民政府が障害者権利委員会に2024年に提出した初回政府報告書（以下、「政府報告」と記す。）によれば、現地非政府組織（Non-Governmental Organization。以下、「NGO」という。）及び国際機関の推計に基づき、2016年時点で障害者数は約1,300万人、総人口の13～18%とされているが、男女別の割合は示されていない[11]。

また、政府報告では、障害を個人の問題ではなく、紛争、貧困、サービス不足等の構造的・社会的要因に起因する課題として位置付けており、信頼できるデータ・統計の整備とエビデンスに基づく政策立案（計画・予算配分）の基盤強化の必要性が指摘されている[12]。

【補完的エビデンスによる障害の実態把握】

公的統計の不足を補う形で、障害統計の多くは国内外の障害者団体（Organization of Persons with Disabilities。以下、「OPD」という。）や国連機関等による調査に依拠している。主なものとして、国連児童基金（United Nations Children's Fund。以下、「UNICEF」という。）や国連人口基金（United Nations Population Fund。以下、「UNFPA」という。）などの支援により国家統計局とキンシャサ大学公衆衛生校が 2023 年から 2024 年に実施した第 3 回人口保健調査（Demographic and Health Survey : DHS）[13]があり、そのデータを用いた研究では、障害者

[7] アルビニズムは皮膚・視覚に影響する遺伝的状態であり、差別や暴力の対象となることがある。アルビニズムのある人を襲撃・殺害する行為は 2021 年時点でアフリカ 29 か国で報告され、コンゴ民でも 70 件確認されている。出典：落合雄彦（2021）2021 年度龍谷大学人権問題研究委員会研究プロジェクト報告書「アフリカにおける障がい者と人権の社会誌」

[8] DRC (2024)

[9] UNPRPD (2022) *Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in Democratic Republic of the Congo*

[10] Africa News （ 2026 ） *DR Congo Plans to Conducts Second National Census after 40 Years*. https://www.africanews.com/2026/03/24/dr-congo-plans-to-conduct-second-national-census-after-40-years/#:~:text=The%20Democratic%20Republic%20of%20the%20Congo%20is%20preparing%20to%20conduct,upcoming%20population%20and%20housing%20census.（参照 2026-4-16）

[11] 本数値は政府報告が引用する 2016 年の障害者データ収集報告書（社会問題・人道行動・国家連帯省／国家社会促進・サービス基金（FNPSS））に基づくが、元データの出典は明示されていない。政府報告第 31 条によれば、同年に国連等の支援で実施された調査結果に由来すると考えられる。参照 Ministère des Affaires Sociales, Action Humanitaire et Solidarité Nationale Fonds National de Promotion et de Service Social (2016) *Rapport de la collecte des données sur les personnes Handicapées en RDC* www.rodra.co.za/images/countries/drc/research/RAPPORT%20FINAL_COLLECTE%20DES%20DONNES.pdf (参照 2026-4-18)

[12] DRC (2024)

[13] 同調査は 5～95 歳を対象とし、「見る・聞く・歩く・日常活動を行うなどの困難」があるかで判定している。https://drc.unfpa.org/fr/publications/enqu%C3%AAte-d%C3%A9mographique-et-de-sant%C3%A9-iii-eds-rdc-iii-2023%E2%80%932024 (参照 2026-4-18)

率は 9.94%と報告されている[14]。同調査では、女性、農村居住者、最貧困層、女性世帯主、別居・死別者で障害の報告割合が高いと報告されている。また、地方部では貧困率が 1.3 倍高いことが示されている。

また、障害児や障害女性の割合については、UNICEFの支援によって2017年から2018年にかけて実施された第6回複数指標クラスター調査（Multiple Indicator Cluster Survey 6: MICS6）がある[15]。同調査では、2～17歳の子どもの約7人に1人（約14%前後）が少なくとも1つの機能的困難を有する、と報告されている。また、年齢別に見ると、機能的困難を有する割合は2–4歳では男児9.0%、女児6.0%である一方、5–17歳では男児20.0%、女児19.0%に達しており、年齢とともに支援ニーズが顕在化する傾向が示されている。同調査では、成人の障害者の特定にワシントン・グループ短縮質問紙セット（WG-SS）を使用し、障害児（2－17歳）に対してはUNICEF-ワシントン・グループ障害特定ツールキットを使用している[16]。

障害発生の背景要因として、政府報告は、①東部を中心とした武力紛争・暴力、②疾病（神経疾患、栄養不良、感染症）、③自然災害を挙げている。特に東部紛争に伴う大量の国内避難民の存在や、紛争起因の障害発生はコンゴ民の重要な特徴であり[17]、世界保健機関（World Health Organization。以下、「WHO」という。）も人道危機地域では障害有病率が全国平均より高い水準（約28%）にあることを指摘している[18]。

【統計整備に向けた取組】

こうした統計基盤の脆弱性を踏まえ、政府報告によれば、「障害者及びその他脆弱な人々担当省」（2-2で後述）は能力強化国家事務局（Secrétariat National pour le Renforcement des Capacités）と連携し、全国26州を対象とした障害マッピングを開始している。この取組は、障害者に関する質的・量的データを整備することで、政策・プログラムの設計、実施、モニタリング・評価を支えることを目的としている[19]。また、障害者及び社会的脆弱者に関する包括的データベース構築を目指す統合的マッピング管理システムとしても説明されている。他方、調査手法、進捗状況や成果データ等の詳細については、本調査では確認できなかった。

---

[14] https://link.springer.com/article/10.1186/s12939-026-02781-7#Sec10 (参照 2026-4-18)

[15] 複数指標クラスター調査（MICS）は、UNICEF が支援する、子どもと女性の生活状況に関するデータを収集するために実施される国際的な全国世帯調査（サンプル調査）である。国際比較可能な標準化された手法で実施されるため、持続可能な開発目標（（Sustainable Development Goals。以下、「SDGs」という。）などの国際指標のモニタリングにも活用される。コンゴ民では国家統計機関が主体となり実施され、保健、教育、保護、水・衛生などの分野に関する主要指標を測定した。コンゴ民のサンプル世帯数は 20,792 である。
https://mics.unicef.org/sites/mics/files/Congo%2C%20Democratic%20Republic%20of%20the%2C%202017-18%20MICS%20Snapshots_French.pdf (参照 2026-4-18)

[16] UNICEF (2017) *Multiple Indicator Cluster Surveys - Disability Data 6th Round of the Multiple Indicator Cluster Survey Programme*

[17] International Organization for Migration (2025) *Democratic Republic of the Congo Crisis Response Plan 2025*

[18] キンシャサ、ゴマ、ブカブ、カレミ、カナンガなどの紛争・避難地域）でワシントン・グループの質問項目を組み込んだ調査が 2021 年に実施された。https://fscluster.org/sites/default/files/documents/rapport_enquete_cap_wqg-hi_rdc_diffuse_ok.pdf (参照 2026-4-18)
WHO (2024) *Stratégie de coopération de l'OMS avec la République démocratique du Congo, 2024-2029*
https://iris.who.int/server/api/core/bitstreams/5a9985c8-6145-4ee4-b95b-ec26c7f16514/content (参照 2026-4-18)

[19] https://www.opinion-info.cd/societe/2022/05/02/cartographie-des-personnes-avec-handicap-christophe-lutundula-donne-le-go-des（参照 2026-4-26）

上述のとおり、コンゴ民には信頼できる公式の障害統計は存在しないが、参考までに、政府報告に示された障害者数及び2018年UNICEF第6回複数指標クラスター調査（MICS6）の結果に基づき、2～17歳の子どもについて、機能障害別の割合及び居住地域別の障害児割合を以下に示す。

障害者数（全体）[20]	1,300万人	全人口の 13～18%	2016 年

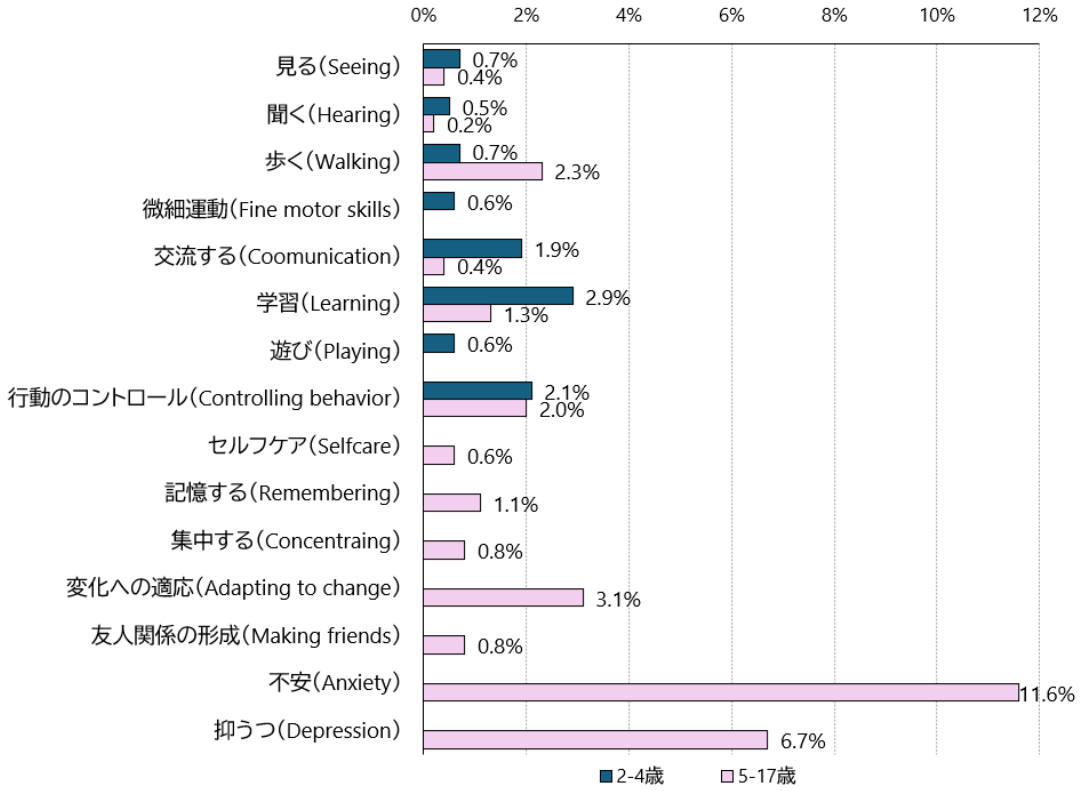


図 1 機能障害別の障害者の割合（2 歳～17 歳）（2018）

5–17 歳では、「不安」（11.6%）が最も高く、次いで「抑うつ」（6.7%）、「変化への適応」（3.1%）が続いており、心理社会面の困難が比較的高い。一方、「聞く」（0.2%）、「見る」及び「コミュニケーション」（各 0.4%）は低い。2–4 歳では、「学習」（2.9%）及び「行動のコントロール」（2.1%）が比較的高い。これに対し「見る」「聞く」「歩く」はそれぞれ 0.7%、0.5%、0.7%と相対的に低い傾向にある。また、「セルフケア」以降の項目は 2–4 歳では示されておらず、主として 5–17 歳を対象とした指標である。全体として、幼児期では発達・行動面、学齢期では心理社会面の困難が相対的に高い傾向がみられる。

出所：UNICEF 第 6 回複数指標クラスター調査（2018）を基に調査チームが作成

[20] DRC (2024) 障害者数の推定数には幅があり、United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities (以下、「UNPRPD」) (2022)によると、人口（約 1 億人）の内、5-10%に当たる 540 万から 1 千 80 万人が障害者であると推定している。また、*2024 年に発表されたコンゴ国家戦略開発計画 2024-2028 では、約 600 万人が障害者であるとされている。*出所：UNPRPD(2022) *Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in Democratic Republic of the Congo 及び DRC (2024) Plan National Stratégique de Développement*

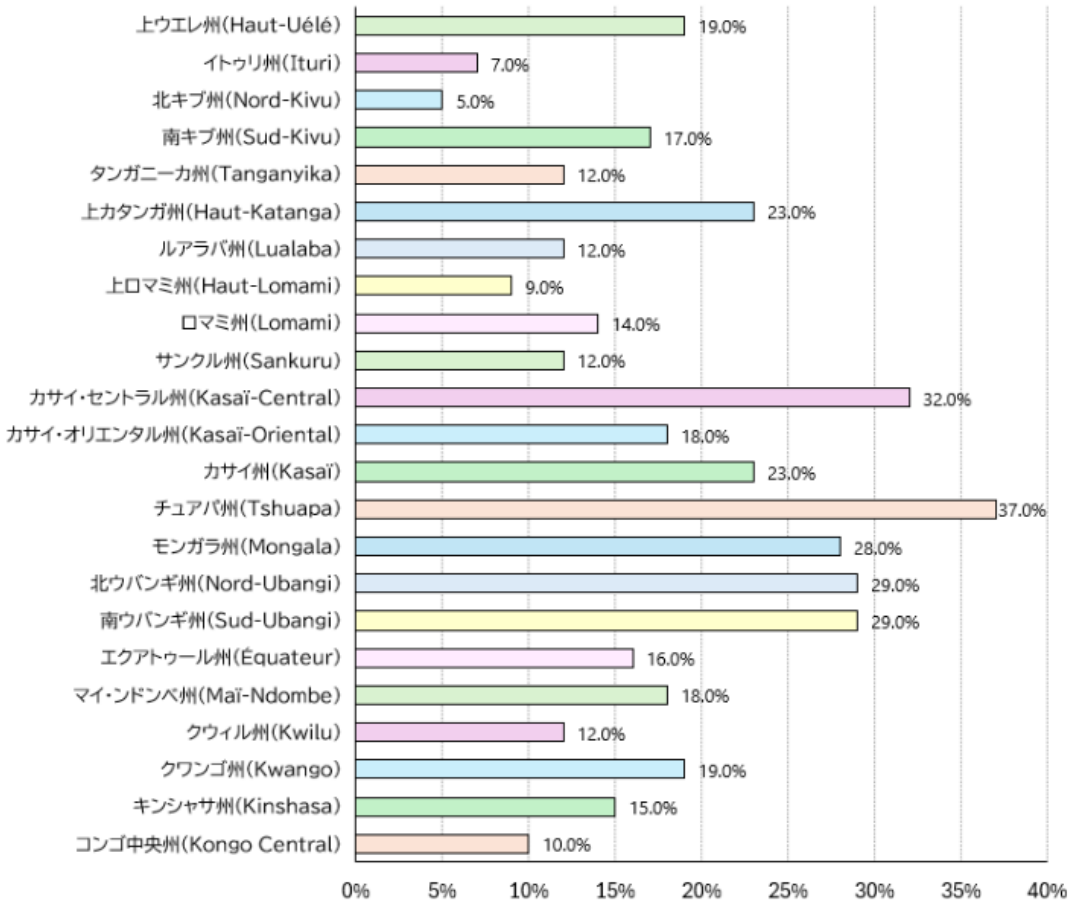


図 2 居住地域別の障害児(2歳～17歳)割合(2018)

障害者割合が最も高いのはチュアパ州(37%)で、次いでカサイ・セントラル州(32%)となっている。
一方、最も低い北キブ州(5%)との差は大きく、州間格差がみられる。
出所:UNICEF 第 6 回複数指標クラスター調査(2018)を基に調査チームが作成

2. 障害関連政策

2－1. 障害関連行政制度

【中央政府行政】

コンゴ民では、社会福祉・人道活動・国民連帯省が障害者政策を主導している。2022 年には、同省内に、障害担当省（「障害者及びその他脆弱な人々担当省（Ministère délégué auprès du Ministre des Affaires sociales, chargé des Personnes vivant avec handicap et autres personnes vulnérables。以下、「PVH-APV」という。）」）が設置されるなど[21]、障害分野を政府内に位置付ける重要な政治的・制度的前進があった。他方、教育分野では、国連教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization。以下、「UNESCO」という。）（2026）の情報によれば、インクルーシブ教育に関するセクター計画の策定は、初等・中等・技術教育省ではなく社会福祉・人道活動・国民連帯省が担うとされており[22]、教育、保健、労働といった本来主流セクターが担うべき障害包摂についても、社会福祉分野が調整機能を担っている状況が伺える[23]。これは、法制度上は障害課題が横断課題として認識されていることを示す一方で、主流セクターに障害包摂が十分制度化・内在化されておらず、障害施策がなお福祉セクター主導で運営されていること、すなわち主流化が限定的であることを示唆している[24]。

障害関連担当機関は次のとおりである[25]。

表 1 障害関連担当機関

機関名	概要
社会福祉・人道活動・国民連帯省（Ministère des Affaires Sociales, Actions Humanitaires et Solidarité Nationale: MINAS）[26]	・ 脆弱層（障害者、高齢者、子ども、被災者、国内避難民等）の保護と社会的包摂を所管する主管省庁であり、社会保護と人道対応を一体的に担う。 ・ 障害分野では、障害者保護・権利促進、リハビリテーション、障害関連サービスの調整に関与する主要省庁の一つであり、他省庁との連携も担う。
障害者及びその他脆弱な人々担当省（PVH-APV）[27]	・ 社会福祉・人道活動・国民連帯省内に、PVH-APV が 2019 年に設置された。同担当省は独立した省ではなく、部局に近いと報告されている[28]。 ・ PVH-APV の役割は障害分野における支援の整合性及び調整を促進。障害政策の策定を促進するための調査も実施している。

[21] 障害女性が同担当省の長に任命された。DRC (2024)
[22] UNPRPD (2022)
[23] https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/republique-democratique-du-congo/~inclusion#Gouvernance(参照 2026-4-27)
[24] Global Disability Fund ウェブサイト *Empowering Duty Bearers to Uphold the Rights of Persons with Disabilities in DRC* https://globaldisabilityfund.org/programme/drc/ (参照 2026-3-31)
[25] UNPRPD (2022)
[26] https://minas.gouv.cd/a-propos-du-minas(参照 2026-4-25)
[27] 同省の公式情報発信媒体として、Facebook 及び X（旧 Twitter）のアカウントが開設されている。https://www.facebook.com/Minipvhapv/, https://x.com/Minpvh_apvRDC/status/1594757176777646081（参照 2026-4-25）
[28] UNPRPD (2022)

	・ PVH-APV のトップには障害女性が任命されている[29]。
保健・衛生・社会保障省（Ministère de la Santé Publique, Hygiène et Prévoyance Sociale）[30]	・ 管轄領域：公衆衛生・衛生・予防・社会保障。 ・ 役割：(1)国家保健政策の策定・実施、(2)国家保健開発計画 2024-2030 の運用、(3)医療施設・人材・必須医薬品の所管、(4)基本法第 14 条に基づく障害の早期発見・予防・支援機器提供、障害女性の性と生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス）の責任。 ・ 障害分野の取組：(a)地域に根ざしたリハビリテーション国家プログラム（2003 年～）の所管[31]。 (b)整形外科分野（ICRC・国家社会保障基金等との連携）。(c)障害を引き起こす疾病対策（ポリオ・ハンセン病・トリパノソーマ症等）の世銀・グローバルファンド・WHO 支援による実施。(d)国家リハビリテーション政策案・支援技術国家戦略計画を策定中。
初等・中等・技術教育省（Ministère de l'Enseignement Primaire, Secondaire et Technique）[32]	・ 現政権下で、「初等・中等・技術教育省」から正式名称が「教育・新市民権省（Ministère de l'Éducation Nationale et Nouvelle Citoyenneté：EDU-NC）」に改編されている[33] ・ 管轄段階：幼児・初等（6 年）・中等（6 年）・技術・職業教育。 ・ 役割：(1)教育政策の策定・実施、(2)学校認可・登録、(3) 教員養成・研修、(4)無償教育制度の運用 ・ 障害分野の取組：特別学校の登録・無償化制度の対象化及び特別学校建設、インクルーシブ教育パイロット、国家インクルーシブ教育戦略（2025-2030）の策定[34]
国家社会促進・社会サービス基金（Fonds National de Promotion et de Service Social: FNPSS）[35]	・ 社会福祉・人道活動・国民連帯省の管轄下にある組織で、政府の社会的・人道的活動を支援する基金。1963 年に設立され、原則としてすべての社会サービスを管理する政府の基金とされている。 ・ 支援対象者は、一般国民に加え、障害者、困難な状況にある子ども、脆弱な立場にある女性、高齢者、脆弱な世帯、さらには外的ショックの影響を受けたコミュニティ等を対象としている。 ・ 障害者世帯に対しては、直接的な資金支援や収入創出活動の促進を通じて、医療アクセスと生活条件の改善を一体的に支援している[36]。

[29] https://foxtime.cd/irene-esambo-diata-ministre-deleguee-aux-personnes-vivant-avec-handicap-et-femme-exceptionnelle/参照 2026-4-30)

[30] https://www.sante.gouv.cd (参照 2026-4-27)

[31] Disability & Inclusion Africa Network https://www.dia-network.org/blog/working-to-fight-discrimination-against-disability-in-the-democratic-republic-of-congo（参照 2026-4-25)

[32] https://edu-nc.gouv.cd/（参照 2026-4-25)

[33] 本書では参考資料が初等・中等・技術教育省を引用しているため、従来略称を使用する。

[34] https://core.unesco.org/en/project/3210112131（参照 2026-4-25)

[35] https://fnpss.cd/ (参照 2026-4-18)

[36] https://fnpss.cd/partenariat-fnpss-project-cure-reception-et-livraison-de-materiels-et-equipement-medicaux-et-orthopedique-au-centre-mere-et-enfant-de-bumbu-centre-daction-sociales-integrees-de-matete-cas/ (参照 2026-4-18)

障害者自立・アクセシビリティ支援国家基金（Fond national d'appui à l'autonomisation et à l'accessibilité des personnes en handicap）[37]	・障害者の自立とアクセシビリティを支援するため、2024年3月25日政令（Décret n°24/27）に基づいて設立された国家レベルの公的基金（公共機関） ・主な目的・機能として、プロジェクト資金支援、自立支援、アクセシビリティの推進、などがある[38]。 ・最近では、2025年12月にリハビリテーション施設や職業訓練センターの整備に向けた資金調達が開始されるなど、具体的な事業展開が進められている[39]。一方で、制度としてはまだ初期段階にあり、実施体制の確立や持続的な資金確保、関連制度との連携強化が今後の課題となっている。
民間防護評議会（Conseil de la Protection Civile）	・災害・事故等の緊急時における障害者の保護及び安全確保を担う重要な公的機関。自然災害時の支援を目的として、1996年に内務省に設置。キンシャサ及びすべての州に存在する。 ・設備やインフラ、人材が不足しており、障害者を支援するための能力は限定的と報告されている。
国家人権委員会（Commission Nationale des Droits de l'Homme[40]）	・民主主義を支援する公的機関として2013年3月21日付法律第13/011号により設置。独立性、多元性、非政治性を備え、法人格を有する。コンゴ民全土における人権の促進及び保護を担う公的・技術的・諮問機関である。 ・法律第13/011号第6条に規定されるその機能には、障害者の権利に関する事項も含まれており、とりわけ同条第5項において、CNDHは「障害者の権利の尊重を確保する責任」を負う。 ・国家人権委員会の報告書においては、障害者の権利に関する扱いが十分ではなく、関心の低さが指摘されている。この背景には、国家人権委員会の構成員、とりわけ現場の調査員における障害者権利条約[41]に関する知識及び認識の不足があると考えられている。

国内調整委員会設置状況[42]

委員会名称	CRPD の省庁間モニタリング委員会 （Comité interministériel de suivi de la Convention relative aux droits des personnes handicapées）

[37] https://fona-pvh.cd/(参照 2026-4-25)。以下、「FONA-PVH」という。
[38] https://acp.cd/genre/kinshasa-echange-sur-le-fonctionnement-du-fonds-national-dappui-a-lautonomisation-des-pvh/ (参照 2026-4-18)
[39] https://topdirect.cd/publications/6168-rdc-le-fona-pvh-lance-un-appel-de-fonds-pour-2-projets-en-faveur-des-personnes-vivant-avec-handicap (参照 2026-4-18)
[40] 以下、「CNDH」という。
[41] Convention on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「CRPD」という。
[42] UNPRPD (2022) の報告書及びコンゴ政府 CRPD 省庁間モニタリング委員会に関する省令の内容に基づく。省令：https://rodra.co.za/images/countries/drc/legislation/Arrete%20Comite%20de%20suivi%20CRDPH.pdf (参照 2026-4-18)

設置根拠	・2016 年 11 月 11 日付の省令（Arrêté ministériel n°350/CAB.MIN/AFF-SAH.SN/2016[43]） ・CRPD 第 33 条（国内実施・監視枠組）とコンゴ民憲法第 49 条及び第 93 条の規定に基づき設立された。
委員会メンバー	同国の諸機関（社会福祉・人道活動・国民連帯省、保健、教育、雇用、財政、人権に関する各省庁）、OPD、NGO、地域・国際的なパートナー
役割	以下を通して、インクルーシブな社会開発促進に寄与することを目的とし、障害者の完全参加の保障を目指す。 ・CRPD及び選択議定書の実施の監視・フォローアップ ・各省庁の施策の調整 ・障害者権利委員会への報告対応及び勧告のフォローアップ ・政府に対する政策提言や改善策の提示 ・OPDの関与確保、当事者の視点の反映 ・CRPDの普及・権利の認知向上
実施状況	定期的に会合を開催することになっており、メンバーには出席手当（jeton de présence）が支給される。「全国総会」で採択された 5 カ年計画（2016-2021）を実施するはずであったが、2018 年の政治体制の変化以降、政治的オーナーシップが欠如し、十分な運用がされていない。最終的に主要な任務は前述の PVH-APV に委ねられたが、技術的人材が不足しているため、PVH-APV はこれらの責務の遂行に苦慮している。

以下の国家障害者諮問評議会及び障害者団体協議枠組の設置が、2022 年の障害者の保護と権利促進に関する基本法（Organic Law No.22/003）において規定されている。2023 年 6 月 7 日に 26 州の障害者代表により両機関の構成文書が正式に検証されたが、2026 年 1 月時点では正式な運用化はまだ実現していないことが、OPD から指摘されている[44]。

評議会名称	障害者全国諮問評議会（Conseil National Consultatif pour la Personne avec Handicap）
設置根拠	障害者の保護と権利促進に関する基本法第 34・45・46 条／CRPD 第 33 条
委員会メンバー	関係省庁や OPD・NGO の代表
役割	政府主導の公式諮問機関で、障害者政策・法制度に関する諮問・助言、CRPD実施監視、政府への政策提言
実施状況	2023 年 6 月構成文書検証済み。2026 年 1 月時点では運用化未完了

委員会名称	障害者団体協議枠組（Cadre de Concertation des Organisations de la Personne avec Handicap）
設置根拠	障害者の保護と権利促進に関する基本法第 34・45・46 条／CRPD 第 33 条

[43] https://rodra.co.za/images/countries/drc/legislation/Arrete%20Comite%20de%20suivi%20CRDPH.pdf (参照 2026-4-18)

[44] https://acp.cd/genre/inclusion-effective-des-pvh-le-gouvernement-appele-a-rendre-operationnels-les-dispositifs-legaux/(参照 2026-4-26)

委員会メンバー	OPD
役割	OPD主導のinter-fédéral協議の場（結社ではなく枠組）で、OPD間の常設協議、CRPD実施の常設監視、政府との対話の窓口
実施状況	2023 年 6 月、構成文書検証済み。2026 年 1 月時点では運用化未完了

【地方政府行政】

各州の社会福祉・人道活動・国民連帯省及びその下の部局が障害分野の実施責任を担っている。実施の課題として、これらの部局は主として公式行事の際にのみ障害者の権利に関する対応を行っているに過ぎないと指摘されている[45]。また、中央に設置された PVH-APV は 26 州すべてに展開されているわけではなく、地方レベルにおける専門的な実施体制は十分に整備されていない。このため、障害分野の政策や制度は存在するものの、現場レベルでの実施能力や継続的なサービス提供体制が限定的であり、地域間の格差も生じていると考えられる。こうした中、2026 年 3 月にはクウィル州においての PVH-APV の州部局の設置が進められるなど、地方展開に向けた取組が開始されている[46]。

州レベルの DPO ハブ（Provincial DPO Hubs）

政府報告によると、国内障害者法第 45 条の規定に基づき、2022 年初頭以降、PVH-APV により州レベルの OPD ハブ（Provincial DPO Hub）の設置が進められている。この法制度に基づく正式な政府主導型のメカニズムである OPD ハブ構造は、あらゆる障害種別の人々が集うプラットフォーム及び交流の場として機能することが期待されている。また、これらは州レベルにおいて、公的機関、他の市民社会組織、及び技術的・資金的パートナーとの横断的な連携を促進するための重要な枠組でもある。CRPD を各国で機能させるための国連による共同プロジェクトである「国連障害者の権利に関するパートナーシップ」（United Nations Partnership on the Rights of Persons with Disabilities。以下、「UNPRPD」という。[47]）は、当該枠組はすでに一部の州で設置されており、PVH-APV によりその組織体制及び運営方法の整備が進められていると報告している[48]。

2－2. 障害関連法令・政策文書

2003 年以降、コンゴ民における障害分野の法制度は大きく前進している。2006 年の憲法第 49 条は、障害者の保護と公共施設へのアクセス、社会・経済・文化生活への参加を保障している。2022 年には、障害者に関する基本法が制定され、障害に基づく差別の禁止が明確化され

[45] UNPRPD (2022)
[46] https://www.radiookapi.net/2026/03/29/actualite/politique/ladministration-des-personnes-vivant-avec-handicap-sinstalle-au-kwilu（参照 2026-4-28)
[47] 現グローバル障害基金（Global Disability Fund）
[48] UNPRPD が 2022 年の報告書作成のために訪問した州（ブカブ、ゴマ、イトゥリ、カレミ、ルブンバシ、キンシャサ）では、設置済みと報告されている。

るなど、制度面での重要な転換が図られた[49]。また、2025 年 7 月には「障害者の保護と権利促進のための国家政策」及び「障害者及びその他の脆弱な人々の自立と社会的包摂に関する国家戦略」が閣議において採択されており、政策レベルでの枠組整備も進展している。こうした法制度・政策の進展には、市民社会の関与強化が一因であると報告されている[50]。ただし、分野別の枠組は遅れている。

障害者関連の主な法令は次のとおり。

法律名	障害者の保護と権利促進に関する基本法 （Organic Law No.22/003）[51]
施行年	2022 年 5 月 3 日
概要	この法律は、障害を理由とする差別を禁止し、第 2 条 e 項では、直接的・間接的差別に加え、「合理的配慮の否定」も差別として明確に位置付けている。また、差別行為や障害者の権利侵害に対しては、刑事罰を含む制裁規定が設けられている。同法の主な内容は以下のとおりである。1) 一般規定、2) 差別の禁止及び合理的配慮の定義、3) 障害者の基本的権利（尊厳、平等、社会参加等）、4) 障害児及び障害女性の権利の保護・促進、5) 教育、保健医療、リハビリテーションへのアクセスの保障、6) 雇用、労働条件及び経済的自立の促進、7) アクセシビリティの確保（公共施設、交通、情報・通信、技術、サービス）、8) 政治参加及び市民的・社会的活動への参加の保障、9) 国家の責任及び実施体制（関係機関、基金、統計、協力等）、10) 保護措置及び罰則規定（差別・虐待等に対する制裁） 政府報告によると、権利は存在するが、実際には人材・予算・行政能力を含む実施能力の不足、偏見や文化的要因による社会的障壁、教育・医療・交通におけるインフラ不足、政策の根拠となるデータ不足などの要因により、権利が十分に享受されていない、特に法制度と現実のギャップが大きいことが指摘されている。

法律名	2016 年 7 月 15 日付法律第 16/010 号（労働法改正）(Loi N° 16/010 du 15 Juillet 2016 Modifiant et Complétant la Loi N° 015-2002 Portant Code du Travail)[52]
施行年	2016 年
概要	第 125 条及び第 126 条において、障害者の夜間労働を公私いずれの事業所においても禁止することが明記されている。同法第 134 条は、障害者労

[49] DRC (2024)
[50] https://upr-info.org/sites/default/files/2024-05/case%20study%202.pdf(参照 2026-4-28)
[51] https://legalrdc.com/wp-content/uploads/2023/08/Loi-organique-22_003_protection-et-promotion-des-droits-de-la-personne-avec-handicap.pdf. (参照 2026-4-04)
[52] https://www.leganet.cd/Legislation/DroitSocial/Loi 16.010.15.07.html (参照 2026-4-04)

	働者を「身体的または精神的な障害により、適切な職業への就業及びその維持、さらには職業的発展の機会が著しく制限される者」と定義している。また、第 135 条は、「障害は、それが企業の運営に重大な支障を及ぼさない限り、当該者の知的、感覚的または身体的能力に応じた職業へのアクセスを妨げる理由とはならない」と規定している。第 136 条は職業訓練における平等な取扱いの原則を定め、第 137 条は、従事する業務と障害の状態との適合性を確認するために医師の関与を求めている。

法律名	国民教育基本法(loi cadre de l'enseignement national)[53]
施行年	2014 年
概要	同法律は、教育分野における差別及び不平等の是正や、教育制度の運営方法に関して、障害者にとって重要な新たな規定を導入している。第 33 条は、「教育における差別及び不平等の是正は、国民教育における脆弱・不利な集団へのアクセス拡大を目的とする」とし、その対象として女子・女性、孤児、国内避難民、先住民族、年齢が規定を超える児童、貧困層、そして障害者を挙げている。また第 34 条は、「国家及びそのパートナーは教育における差別及び不平等の是正に取り組む」とし、特に人材採用、学校運営、教育方法及び評価において、これらの集団のニーズに配慮した措置を講じることを求めている。同法第 107 条から第 112 条において、障害児や特別な教育的ニーズを有する児童(才能児や先住民の子ども等を含む)を対象とした特別支援教育についても規定されている。

法律名	児童保護法(Loi n° 09/001 du 10 janvier 2009)[54]
施行年	2009 年
概要	すべての子ども(18 歳未満)の権利を包括的に定義。障害児については「特別な配慮が必要な子ども」として個別の条項を設けている。同法第 42 条においては、身体的または精神障害がある子どもについて、その尊厳の保障、自立の促進及び社会参加の支援が明記されているとともに、医療、教育、訓練、リハビリテーション、レクリエーション及び就労準備に関する特別な支援を受ける権利が規定されている。また、国家及び公的機関は、これらのサービスへの効果的なアクセスを確保するために必要な措置を講じることが求められている。

[53] DRC (2024)
[54] https://www.leganet.cd/Legislation/JO/2009/L.09.001.10.01.09.htm (参照 2026-4-18)

国家開発計画

計画名	国家戦略開発計画 2024-2028（Plan National Stratégique de Développement：PNSD）[55]
施行年	2024 年
概要	国家戦略開発計画 2024–2028 は、コンゴ民主共和国における中期国家開発計画であり、ガバナンス、人材開発、経済成長、インフラ、環境等を柱として、政府及び開発パートナーの取組を統合・調整する最上位の戦略枠組である。障害者は脆弱層の一部として位置付けられる。5 つの柱が設定されている。1) 貧困削減（国家の最優先課題）、2) 包摂的成長の実現（社会・地域・経済の包摂）、3) 中所得国化への移行、4) 公共サービスへのアクセス改善、5) 国家の安定・平和の確立。障害に特化した章があり、4 つの目標が掲げられている。目標 1：障害者及びその他の脆弱者のインクルージョンと自立の確保、目標 2：障害者の教育及び能力強化のための社会インフラの強化、目標 3：分野における財政・技術・物的資源の動員強化、目標 4：障害者及び脆弱者の実態把握と生活条件の改善、並びに差別撤廃の強化。また、(i) 障害者全国諮問評議会、(ii) 障害者団体協議枠組、(iii) アルビニズムのある人々向け専門医療研究・ケアセンター、(iv) 手話と点字の普及・標準化を目指すアカデミー、(v) 障害者自立・アクセシビリティ支援国家基金（FONA-PVH）を構想・設置することを位置付けている。

主な障害者政策

2025 年の 7 月に開催された第 52 回閣議において、社会福祉・人道活動・国民連帯省によって策定された以下の政策及び戦略が採択された[56]。保健や教育、労働などテーマ別の障害政策は本調査では確認できなかった。

政策名	障害者の保護と権利促進のための国家政策（2025-2030）（Politique nationale de promotion et de protection des droits des personnes vivant avec handicap）[57]
施行年	2025 年 7 月
概要	政府及び関係主体の取組の方向性を示す基本政策文書で、障害者の権利促進と社会的包摂のための指針という位置付け。特に、自立と社会的包摂の 2 つを中心課題としている。以下の 6 つの主要な柱を立てている。 ①偏見と差別の削減、②教育、③自立支援とアクセシビリティ、④保健医療、⑤雇用と起業支援、⑥社会的・経済的・政治的参加の促進。政策には口

[55] https://plan.gouv.cd/wp-content/uploads/2025/04/PNSD-2024-2028-V41.pdf (参照 2026-4-18)
[56] https://www.reporter.cd/rdc-le-gouvernement-adopte-une-nouvelle-politique-et-strategie-pour-linclusion-des-personnes-handicapees/ (参照 2026-4-04)
[57] 原本は本調査では確認できなかった。

	ジカルフレーム(成果・指標・検証手段)が添付されており、実施状況をモニタリングできるようになっている。国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や国連開発計画(UNDP)が CRPD との整合性確保に技術的助言を行った[58]。

戦略名	障害者及びその他の脆弱な人々の自立と社会的包摂に関する国家戦略(2025-2030)(la Stratégie nationale d'autonomisation et d'inclusion sociale des personnes avec handicap et autres personnes vulnérables)[59]
施行年	2025 年 7 月
概要	上述の障害者の保護と権利促進のための国家政策を具体的に実施するための戦略文書。障害に基づく不平等の是正、貧困の削減、そしてあらゆる側面におけるアクセシビリティの促進という課題に対応している。また、関係機関間の制度的調整や想定される課題についても扱っており、今後 5 年間(2025～2030 年)に向けた詳細な行動計画と予算見通しを提示している[60]。原本は本調査では確認できなかった。

その他の関連政令は以下のとおり。

政令名	2024 年 3 月 7 日付政令第 24/22 号[61] PVH-APV
施行年	2024 年
概要	公的機関 5%・民間部門 3%の障害者雇用率を規定している。 雇用率の状況について年次報告書を公表するモニタリング(フォローアップ)機構の設置を定めている。

政令名	2024 年 3 月 25 日付政令第 24/26 号[62] PVH-APV
施行年	2024 年
概要	インフラ・支援機器・基礎的社会サービスへの障害者アクセシビリティに関する実務的実施細則を定める政令。障害者の保護と権利促進に関する基本法の実施政令として、障害者のインフラ、支援機器、その他基礎的社会サ

[58] UNPRPD (2022), https://www.ohchr.org/en/countries/democratic-republic-congo/our-presence (参照 2026-4-4)
[59] https://www.reporter.cd/rdc-le-gouvernement-adopte-une-nouvelle-politique-et-strategie-pour-linclusion-des-personnes-handicapees/ (参照 2026-4-4)
[60] https://www.reporter.cd/rdc-le-gouvernement-adopte-une-nouvelle-politique-et-strategie-pour-linclusion-des-personnes-handicapees/ (参照 2026-4-18)
[61] https://magazinelaguardia.info/2025/12/04/rdc-malgre-la-loi-linclusion-sociale-de-pvh-demeure-faible/ (参照 2026-4-18), https://leganews.pro/articles/0195f5b4-c370-77c3-a8f7-c3a9c21a133b(参照 2026-4-28)
[62] https://lareferenceplus.cd/wp-content/uploads/2024/04/DECRET-SIGNES-PM-2024-ACCESSIBILITE-ET-AIDE-ET-AUTRES-SERVICES-SOCIAUX.pdf (参照 2026-4-28)

	ービスへのアクセシビリティに関する実務的実施細則を定めた。アクセシビリティの対象範囲は建物（公共・公共利用施設）、道路・交通手段、情報・通信（電子・緊急サービス含む）、教育、保健、雇用、住宅、司法などの社会サービス全般。必須措置（合理的配慮）は、物理的バリアの特定・除去、公共施設へのアクセス改善、点字や理解しやすい表示の設置、情報・通信のアクセシビリティ確保。主務機関は、PVH-APV 及び各セクターの省庁。本政令は「建設許可」の制度自体を直接修正するものではないが、違反時は特別補償金支払い義務及び建物の封鎖を規定している。

政令名	2024 年 3 月 25 日付政令第 24/27 号[63] PVH-APV
施行年	2024 年
概要	障害者自立・アクセシビリティ支援国家基金（FONA-PVH）の組織・運営

2－3. 障害関連施策[64]

障害政策に割かれる国家予算が極めて限定的で、多くのサービス提供が国際ドナーや教会、NGO に依存している。紛争・開発途上など国家全体の財政制約のため、安全保障が優先順位であり、制度はあるが実施できないという持続可能性のボトルネックとなっている。2-2 で上述したように、2025 年に障害に特化した横断的な国家政策及び戦略が採択されたが、実施はこれからの段階と言える。なお、本調査では当該政策の各分野の具体的内容については確認できていない。本調査で確認できた分野別の具体的施策は次のとおり。

① 保健医療

<u>法整備状況</u>

障害者への保健医療サービスへのアクセスは、憲法第 47 条及び第 53 条により保障されている。また、「障害者の保護と権利促進に関する基本法」の第 14 条において、保健・衛生・社会保障省が、障害の早期発見、予防及び支援機器の提供に関する施策を実施するとともに、保健・衛生・社会保障省は関係省庁と連携し、障害への早期対応及び障害女性の性と生殖に関する健康に対応する政策を推進することを義務付けている。

<u>障害認定</u>

全国統一の障害認定証発行制度は、本調査では確認できなかった。基本法（Organic Law No.22/003）は権利保障・雇用率・基金制度を規定するが、個人レベルの障害認定・証明書発行に関する明確な規定は確認されない。なお、コンゴ民政府は国民人口基本台帳制度（Fichier

[63] https://leganews.pro/articles/01904bf2-da19-712a-9dee-2571e6f86f51(参照 2026-4-4)
[64] 特に記載のない限り、UNPRPD (2022)と CRPD に関する政府報告（DRC (2024)）に基づき記載。

Général de la Population）を 2022 年 3 月 2 日の政令により開始した[65]。2025 年にはシンガポールの Trident 社との実施協定締結により、電子政府基盤の一環として、本人認証・行政サービスへのアクセス向上を目的としたデジタル身分証明書制度導入が本格化している[66]。 他方、現時点で障害者アクセシビリティや合理的配慮に関する具体的設計は公表情報上確認できなかった。

健康保険

健康保険は、国際社会保障協会の国別データベースによれば、健康保険制度は主に雇用をベースとしているため、インフォーマルセクターに従事することの多い障害者は制度の対象外となっている可能性が高い[67]。

保健医療サービスの提供状況

UNPRPD の報告によると、障害者向けの医療サービスは NGO への依存度が高い。地域に根差したリハビリテーション（Community-Based Rehabilitation。以下、「CBR」という。）が 2003 年に開始され[68]、保健・衛生・社会保障省主導のもとで国家プログラム（Programme National de Réadaptation à Base Communautaire）として推進されている[69]。WHO のマトリックスを活用し、社会復帰支援、法制度整備、コミュニティの意識啓発、予防とリハビリの統合、移動手段の確保、啓発などを含む包括的な取組が展開されている。

一方で、医療施設における障害対応のためのインフラ及び機器は依然として不足しており、特に障害女性の出産に対応可能な設備が整っていないなど、サービス提供体制には大きな制約が残されている。国家開発計画 2024-2028 において、アルビニズムのある人々のための専門医療研究・ケアセンターの建設が構想されている。本調査では、開設状況・運営形態の詳細は確認できなかった。

リハビリテーションのサービス提供は赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross、以下、「ICRC」という。）の物理的リハビリテーション・プログラム（1997～）とその提携拠点（本調査では 5 施設を確認）[70]、ヒューマニティ＆インクルージョン（Humanity and Inclusion）や教会等の国際 NGO・宗教団体からの寄贈に大きく依存している。ICRC は 1998-2014 年に 5,000 人以上に整形外科用機器を提供した。紛争地域に位置するゴマの整形外科セ

[65] https://www.leganet.cd/Legislation/Droit%20Public/Identification/decret%2022.04.02.03.2022.html(参照 2026-4-28)
[66] https://www.biometricupdate.com/202502/dr-congo-approaches-national-id-rollout-with-trident-implementation-agreement(参照 2026-4-28)
[67] https://www.issa.int/sites/default/files/documents/2024-07/Congo%2C%20Democratic%20Republic%20of_0.pdf
[68] Disability & Inclusion Africa Network (2024) *Working to Fight Discrimination Against Disability in the Democratic Republic of Congo*
[69] Vaughan, K., & Thapa, R. (2023) *"Affordability of an NGO-government partnership for community-based disability rehabilitation." African Journal of Disability*, 12.
[70] キンシャサ総合病院、ゴマ（Shirika la Umoja）、ブカヴ（Heri Kwetu）、ウビラ（Bethanie）、ブニア（Rwankole 病院）。https://blogs.icrc.org/hdtse/2021/12/09/l-orthopedie-en-rdc-une-specialite-cicr/(参照 2026-4-30)

ンターでは、2025 年だけで 800 以上の義肢が製作・提供されたが[71]、それでも重要に対して供給が追いついていない状況が報告されている[72]。また、キンシャサの基幹病院における近代的なリハビリテーションセンターの整備や[73]、ゴマ及びルブンバシにおける装具サービスや専門施設の整備が進められている。また、2024 年に設立された障害者自立・アクセシビリティ支援国家基金（FONA-PVH）は、2025 年 12 月に総額 500 万米ドル（約 7.98 億円）[74]の資金調達コールを開始し、その一つにマッサージ・リハビリテーションセンターの建設を含めるなど、国内の供給体制構築を志向しているが、制度としては初期段階にある[75]。

しかしながら、支援機器やリハビリテーションへのアクセスについては、公的予算枠の不在、地方部でのサービス格差、多くが輸入依存で高価格あるいは寄付に依存[76]、修理・部品調達網の未整備、義肢装具士・理学療法士の養成不足、「支援機器を必要としている人数」の統計未整備等が共通の構造的課題となっている[77]。

支援機器に関して優先支援機器リストが保健・衛生・社会保障省により策定されており、その中で 31 品目が特定されている。障害者、リハビリ専門職、供給者、地元製造者等の参加のもと策定され、支援機器へのアクセス向上と適切な調達を促進するための基準文書として位置づけられている[78]。

② 教育

法制度

政府報告によると、障害者の教育は憲法第 43 条、第 44 条及び第 45 条により保障されており、教育へのアクセスにおける差別の禁止が明確に規定されている。この憲法上の枠組を基盤として、教育・障害分野の制度・政策は段階的に整備が進められてきた。

2014 年には、「国民教育基本法（loi cadre de l'enseignement national）」が制定され、第 33 条及び第 34 条において、障害者は教育アクセスにおいて差別されるべきではない脆弱層として明確に位置づけられ、第 107 条から第 112 条においては、障害児や特別な教育的ニーズを有する児童を対象とした特別支援教育について規定された。

---

[71] https://www.radiookapi.net/2026/03/29/actualite/politique/ladministration-des-personnes-vivant-avec-handicap-sinstalle-au-kwilu(参照 2026-4-30)

[72] 同上

[73] ICRC の支援により、キンシャサの総合病院に身体リハビリテーション施設が 2021 年に整備され、義肢装具や理学療法の提供、人材育成等を通じて、障害者の機能回復と社会復帰支援が強化されている。https://www.icrc.org/fr/document/rd-congo-un-centre-de-readaptation-physique-ouvre-kinshasa(参照 2026-4-28)

[74] JICA2026 年 4 月為替レート 1US ドル=159.683000 円

[75] https://topdirect.cd/publications/6168-rdc-le-fona-pvh-lance-un-appel-de-fonds-pour-2-projets-en-faveur-des-personnes-vivant-avec-handicap(参照 2026-4-28)

[76] 2023 年に宗教団体によって、保健・衛生・社会保障省に対して改良型車いす：400 台、松葉杖：150 本、歩行器：20 台、杖：30 本が提供された。https://news-africa.churchofjesuschrist.org/article/church-donates-wheelchairs-and-other-mobility-aids-in-kinshasa--dr-congo(参照 2026-4-28)

[77] DRC (2024), UNPRPD (2022), Ministère de la Santé Publique, Hygiène et Prévention Sociale (n.a.) *Liste Nationale des Produits d'Assitance Prioritaires*

[78] 発表年は不明であるが、政府報告には策定中という記載があり、政府報告が提出された 2024 年 5 月以降に策定された可能性が高い。https://topdirect.cd/publications/6168-rdc-le-fona-pvh-lance-un-appel-de-fonds-pour-2-projets-en-faveur-des-personnes-vivant-avec-handicap(参照 2026-4-28)

2021 年 9 月には、特別支援教員養成等の 7 軸からなる「インクルーシブ教育ロードマップ」が策定された[79]。

2022 年 5 月の「障害者の保護と権利促進に関する基本法」第 13 条では、障害者は機会均等の原則に基づき、正規教育及び／または非正規教育を受ける権利を有することが明記されるとともに、通常の教育課程に適応できない児童に対し、そのニーズに応じた教育を提供するため、特別支援教育を整備する義務が国家に課された[80]。

2024 年 4 月には、教育セクター戦略（2016–2025）の中間レビューが発表され、「障害の包摂の視点が弱い」「アクセス及び財源の改善が必要」と指摘されている[81]。

2026 年 4 月時点では、初等・中等・技術教育省（現教育・新市民権省）が、UNESCO 及び UNICEF の支援のもと、教育分野の専門家委員会を通じて国家インクルーシブ教育戦略の策定を進めているが[82]、本調査では、同戦略の正式採択を確認できる文書は確認できなかった。

特別支援教育

自閉スペクトラム症児や重複障害児を対象とした特別支援教育の提供は依然として NGO、宗教団体、国際機関など民間主体に大きく依存している。政府による支援は一部の特別学校における教職員給与の負担にとどまっている。一方で、2018 年 12 月の選挙後に成立した新たな政治体制のもとで教育が優先課題として位置づけられたことを受け、2021 年には初等・中等・技術教育省により 172 校の特別学校が登録され、無償教育制度の対象とされた。この登録プロセスは 2024 年の政府報告時点も全国で進められており、政府は地方開発プログラム（145 の行政区における地域開発プログラム[83]）の一環として、特別学校の建設を進め、児童の居住地と学校との距離の問題を解消することを目指している。

しかし、2024 年の報告書作成時点において、全国の初等・中等教育機関 81,711 校のうち、特別支援教育機関は 177 校にとどまり（35 の教育州に分布）、全体の 0.2%に過ぎないと報告されている。

インクルーシブ教育

政府報告によると、障害者のための教育体制は依然として限定的である。ブカヴ（Bukavu）にある一部のインクルーシブ学校を除き[84]、多くの学校や大学では、障害のある学生・教員・職

[79] https://acp.cd/nation/mise-en-oeuvre-dune-feuille-de-route-pour-leducation-inclusive-en-faveur-des-personnes-avec-handicap-en-rdc/（参照 2026-4-28)

[80] https://legalrdc.com/wp-content/uploads/2023/08/Loi-organique-22_003_protection-et-promotion-des-droits-de-la-personne-avec-handicap.pdf (参照 2026-4-18)

[81] UNPRPD (2022)

[82] https://core.unesco.org/en/project/3210112131（参照 2026-4-25)

[83]全国 145 の地域を対象に、インフラ整備と社会サービス拡充を通じて貧困削減と地域開発を進める国家主導の地方開発プログラムで、UNDP などが実施パートナーとして関与している。https://www.undp.org/fr/drcongo/actualites/pdl-145t-promouvoir-de-meilleures-conditions-deducation-de-sante-et-renforcer-lautorite-de-letat-dans-50-territoires-enclaves（参照 2026-4-18)

[84] ブカヴ（南キヴ州）は紛争地域であることによる国際機関・NGO の支援の集中によってインクルーシブ教育に関する積極的関与があることが想定される。ブカヴのプロテスタント系中等学校におけるインクルーシブ教育の実施に関し、教師の主な懸念が資源不足（財政、インフラ、専門人材）にあることを示し、理念と実践の間に大きなギャップが存在することを

員に対する教育・支援の仕組が整備されておらず、施設や学習環境のアクセシビリティへの配慮も不十分とされる。こうした中、社会福祉・人道活動・国民連帯省は、2020 年から 2021 年に、教育分野の関係者とともに、障害児やアルビニズムの子どもなど脆弱な子どもたちに対するインクルーシブ教育の推進に向けた複数の活動を実施した[85]。

また、インクルーシブ教育の取組は、国際 NGO のヒューマニティ&インクルージョンが初等・中等・技術教育省と連携して主導している側面が強い[86]。政府報告によれば、ヒューマニティ&インクルージョンの支援によるインクルーシブ教育プロジェクトがキンシャサ市内の公立通常校 18 校において試行されており、総生徒数 8,768 人のうち 179 人が障害児童であるとされる。もっとも、取組は依然としてパイロット的性格が強く、初等・中等・技術教育省が主導する全国的な制度としての展開はなお限定的であることが示唆されている[87]。

③ ジェンダー（障害女性等）

「障害者の保護と権利促進に関する基本法」や「女性・平和・安全保障に関する国家行動計画」の中で、障害女性及び障害女児は特別な脆弱層として位置付けられ、そのニーズが認識されている[88]。「障害者の保護と権利促進に関する基本法」の第 6 条において、「国家は、障害女性の権利の強化及び促進を目的とする政策及びプログラムを策定、採択し、実施する」ことが明記されている。また、第 14 条においては、保健・衛生・社会保障省が、「障害及びジェンダー、家族、児童を所管する他の省庁と連携し、障害のスクリーニング、予防及び早期対応に関する分野別政策を策定・実施するとともに、障害女性の性と生殖に関する健康の課題に取り組むこと」が義務付けられている。一方、UNPRPD の分析によれば、国家ジェンダー戦略には障害女性及び障害女児に関する明確な言及がなく、ジェンダー政策における障害の視点の統合は十分に進んでいないと指摘されている。

PVH-APV においては、障害女性が大臣に任命されており、政治参加の進展が見られる[89]。

警察及び裁判所は、被害者が障害者である事案に対応する能力が限られており、障害のある被害者への適切な対応に関する知識も十分ではない。その結果、多くの虐待事案が報告されておらず、とりわけ知的障害のある女性に対する虐待は見過ごされる傾向にある[90]。

障害女性の能力開発は、主に国際機関、NGO、当事者による取組を通じて進められている。起業支援を中心とした経済的エンパワメント型の取組が拡大しており、例えば、世界銀行の女

明らかにしている研究がある。Balume, B. M. (2025) “Investigating Concerns about Inclusive Education for Students with Disabilities in Protestant Secondary Schools in Bukavu, Democratic Republic of Congo (DRC)”

[85] DRC (2024)

[86] https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/republique-democratique-du-congo/~inclusion#Lois,%20plans,%20politiques%20et%20programmes（参照 2026-4-27)

[87] https://education-profiles.org/fr/afrique-sub-saharienne/republique-democratique-du-congo/~inclusion#Lois,%20plans,%20politiques%20et%20programmes（参照 2026-4-27)

[88] DRC (2024)

[89] 同上

[90] 同上

性起業支援プロジェクトでは、障害女性も対象に含め、合理的配慮（例：手話通訳）を通じて 75 名の障害女性が参加した[91]。

一方で、これらの取組はプロジェクトベースや地域限定のものが多く、制度的な位置づけや全国展開は十分とは言えない。さらに、移動や情報アクセスの制約など、障害女性特有の参加障壁も依然として課題となっている。

④ 職業訓練、雇用、就労[92]

政府は社会福祉・人道活動・国民連帯省を通じて 2024 年 3 月 7 日付政令第 24/22 号を公布し、障害者の公的機関における雇用に関する具体的な実施方法を定めた。同政令は、公的機関においては 5%、民間部門においては最低 3%の障害者の雇用を確保することを求めている。本調査では、(a) 履行状況を測定する報告・モニタリング制度、(b) 未達成時の制裁規定、(c) 民間企業の年次申告義務は確認できなかった。障害者の保護と権利促進に関する基本法第 43 条は雇用差別一般に対する罰金（250,000～500,000 コンゴ・フラン（約 17,500 円～35,100 円程度[93]））を定めている[94]。

2025 年には、障害者 1,200 人が公共機関に採用されるなど、公的部門における障害者雇用の拡大が図られた。この措置は差別是正に向けた重要な進展と評価されているが、その持続性や制度的定着については引き続き検証が必要である[95]。

障害者及び脆弱層を対象とした職業訓練センター（Centres d'Actions pour le Travail des Personnes Vivant avec Handicap：CAT-PVH）の設置が、インフォーマル経済への依存や物乞いといった課題への対応策として構想されている（2025 年 12 月）[96]。政策上、労働省ではなく、PVH-APV が主管し、職業訓練、就労支援、起業支援等を通じて障害者の社会参加を促進することを目的とするものである。一方、現時点では制度の実施は初期段階にとどまっており、実施体制の整備や持続的な運用の確立が課題となっている。

⑤ 社会保障、障害福祉サービス

障害者の保護と権利促進に関する基本法第 9 条では、障害者が(i)公共交通機関の割引利用、(ii)移動支援機器、(iii)人的または動物による補助（盲導犬、介助者等）を利用する権利を有することを明記している。

---

91 https://www.worldbank.org/en/news/feature/2025/12/08/empowering-women-entrepreneurs-living-with-disabilities-in-the-democratic-republic-of-congo-drc（参照 2026-4-30)

92 UNPRPD(2022)及び DRC(2024)

93 JICA2026 年 4 月為替レート 1CDF=0.070190 円

94 雇用率の未達成に対する制裁ではなく、障害を理由とする雇用差別に対する制裁措置である。

95 https://www.radiookapi.net/2025/05/09/actualite/societe/rdc-1-200-personnes-en-situation-de-handicap-integrent-ladministration#:~:text=Les%20ministres%20de%20la%20Fonction%20publique%20Jean%2DPierre,c%C3%A9r%C3%A9monie%20de%20la%20signature%20de%20l'arr%C3%AAt%C3%A9%20officialisant(参照 2026-4-28)

96 https://topdirect.cd/publications/6168-rdc-le-fona-pvh-lance-un-appel-de-fonds-pour-2-projets-en-faveur-des-personnes-vivant-avec-handicap(参照 2026-4-28)

コンゴ民では、国家社会保障基金による拠出型障害年金制度があり、一定の障害認定（66%以上の稼得能力喪失）及び加入要件を満たす被保険者に給付が行われているが、主としてフォーマルセクター就労者を対象とする制度である[97]。一般税財源による普遍的な障害手当ではなく、雇用ベースの社会保険給付であるため、インフォーマル就業者が多いコンゴ民ではカバー範囲は限定的と考えられる[98]。

社会保険の対象外に置かれる脆弱層の社会保障については、社会福祉・人道活動・国民連帯省傘下の国家社会促進・社会サービス基金（FNPSS）**が**中心的役割を担っており、社会的包摂及び経済的回復を目的とした支援を実施している。例えば、2025 年には約 200 の障害者世帯への直接的資金支援が実施され、収入創出、生計向上、医療支援等を通じた自立促進が図られている[99]。また、政府報告によると、障害者自立・アクセシビリティ支援国家基金による脆弱世帯等を対象とする社会経済的回復プログラムでは、保健・栄養、教育、職業訓練、就労・起業支援、アクセシブルなインフラ、食料安全保障等を通じ、障害者を含む脆弱層の包摂を促進している。

一方、UNPRPD は、主流の社会保障制度が障害者のニーズに十分対応していないこと、障害インクルーシブな社会保障の整備がなお課題であることを指摘している[100]。東部地域における紛争は、爆発物や武力衝突により新たな障害者を生み出す主要因となっており、市民社会からは被害者への包括的支援や補償の必要性が指摘されている[101]。

⑥ 運輸交通、都市開発（アクセシブルなまちづくり）

2024 年 3 月 25 日付政令第 24/26 号（インフラ・支援機器・基礎的社会サービスへの障害者アクセシビリティに関する実務的実施細則を定める政令）が公布された。これにより、同基準に反した場合の補償金の支払い義務も規定されている（詳しくは 2-2. 障害関連法令・政策参照）。

UNPRPDによれば、こうした法的・政策的枠組が整備される一方で実装段階での課題は依然として大きい。コンゴ民においては、公共建物やインフラの多くが障害者にとってアクセシブルではなく、建設許可においてもその確保が義務付けられていない。また、教育基本法（2014）、建築家協会設置法（2016）、都市計画法案（2020）などにおいても、建築物の設計・建設に際して考慮すべきアクセシビリティ要件についての言及は見られず、都市開発及びインフラ整備の分野において障害者の包摂は限定的である。その結果、スロープやエレベーターの未設置など、公共・民間建築物、公共サービス施設、幹線道路、学校、住宅、医療施設、職場、スポーツ施設、

[97] www.issa.int/sites/default/files/documents/2024-07/Congo%2C%20Democratic%20Republic%20of_0.pdf (参照 2026-4-28)
[98] www.issa.int/sites/default/files/documents/2024-07/Congo%2C%20Democratic%20Republic%20of_0.pdf (参照 2026-4-28)
[99] https://fnpss.cd/journee-internationale-des-personnes-vivant-avec-handicap-le-fnpss-reaffirme-son-engagement-pour-la-promotion-de-lautonomie-financiere-des-personnes-vivant-avec-handicap-et-leur-inclusion-sociale/ (参照 2026-4-18)
[100] UNPRPD (2022)
[101] https://www.radiookapi.net/2026/04/21/actualite/societe/sos-du-mouvement-debout-congolais-face-laugmentation-du-handicap-lie (参照 2026-4-30)

さらには道路・河川・湖沼を含む公共及び民間の交通手段のほとんどは、障害者にとってアクセス可能ではない。既存インフラの改修に係るコストの高さも、改善を阻む要因となっている[102]。

こうした課題に対し、建築制度の見直しや建築家団体との協議が進められているほか、国家空間計画への障害配慮の組込みといった取組が検討・推進されている[103]。

⑦ 情報アクセシビリティ

憲法第 23 条及び第 24 条は、すべての市民に対する情報及びコミュニケーションへのアクセス権を保障している。また、「障害者の保護と権利促進に関する基本法」においては、情報へのアクセス及び表現の自由の保障、公共情報へのアクセス確保の義務、並びに手話通訳者、点字転写者、ガイド等の支援提供が規定されている。政府報告では、26 州で用いられる手話表現の標準化や「コンゴ手話辞書」の作成構想、手話と点字の普及・標準化を目指すアカデミー設置構想、メディアにおけるアクセシビリティ向上などの取組が進められていることが報告されている。この手話と点字に関するアカデミー構想は、国家開発計画 2024-2028 においても正式に位置付けられている。PVH-APV は 2021 年 8 月にキンシャサで手話の調和化・統一化作業を立ち上げており、手話を 5 番目の国家言語として位置付ける構想も表明している[104]。

一方で、UNPRPD の分析によれば、情報アクセシビリティに関する包括的な制度・政策は十分に整備されていない。特に、手話や点字に関する具体的な制度・運用枠組は脆弱であり、聴覚障害者や視覚障害者が情報、教育・研修、さらには公共機関における職務にアクセスし、十分に参加するための仕組は限定的である。また、障害者が意思決定プロセスや国家の発展に参画するために必要な知識・情報へのアクセスを促進するための積極的措置（ポジティブ・ディスクリミネーション）も十分には整備されていない。

⑧ 防災

「障害者の保護と権利促進に関する基本法」の第 22 条で武力紛争、人道危機及び自然災害を含むリスク状況における障害者の保護及び安全確保が規定されている。UNPRPD の報告によると、コンゴ民は、「国家気候変動適応行動計画（2022–2026）」を策定している。同計画は、脆弱性要因の低減と社会的包摂の促進を目的としており、男性、女性、先住民、子ども、高齢者及び障害者を含む脆弱な集団に対する気候変動の影響の差異を考慮している。

しかし、政府報告において、災害・リスク対応において障害の視点がほとんど主流化されていないこと、また同分野の多くの報告書が障害者の状況をほとんど記録していないことにより、障害者のニーズが見えないまま対応されていることが指摘されている。

[102] DRC (2024)
[103] 同上
[104] carmelmedia.info/2021/08/18/promotion-de-la-langue-des-signes-en-rdc-irene-esambo-lance-les-travaux-dharmonisation-et-duniformisation/(参照 2026-4-30)

3. 国際条約及び国際協力等の実績

3－1. CRPD 批准による対応状況

コンゴ民政府は、2015 年 9 月 30 日に CRPD 及びその選択議定書に加入（アクセッション）している[105]。初回政府報告書を 2024 年 5 月 22 日に障害者権利委員会に提出した。政府報告書に対する障害者委員会からの質問リストは 2027 年 9 月に公表される予定である。パラレルレポートはまだ提出されていない。障害者権利委員会との初回対話は 2031 年 3 月に予定されている。

グローバル障害基金によると、CRPD の内容は政府機関及び非政府機関の双方において十分に認知されていないことが指摘されている[106]。

3－2. マラケシュ条約実施状況

コンゴ民は、マラケシュ条約（視覚障害者等のための著作物へのアクセスを促進するための条約）に 2013 年に署名しているが、批准・加入はしていない[107]。そのため、条約に基づく国内制度整備の法的義務は発生していない。

3－3. 持続可能な開発目標関連政策における障害分野の取組

コンゴ民政府は、2020 年及び 2023 年に各国政府が SDGs の達成状況や政策の進捗を国連のハイレベル政治フォーラムに報告する自発的国家レビュー（Voluntary National Review：VNR）を行った。自発的国家レビュー2023 では、障害者は脆弱な人々の中でも最も周縁化された集団として位置づけられているが、各ターゲットの達成状況に関する具体的指標や分野別の分析は限定的であり、障害分野は主に脆弱層全体の文脈の中で扱われている。前述の 1–2「障害の定義と統計」で述べたとおり、障害に関する統計データの整備が不十分であることから、SDGs 指標における進捗把握や政策評価には課題がある。また、OPD が自発的国家レビュー作成過程において体系的に参画したことを示す明確な記述は確認されない。

SDGs 関連の取組は、政府と国連機関や国際ドナーとの協働により推進されており、障害者の権利に基づく開発政策や制度整備も進められている。一方で、実施能力や財政制約の下、障害分野を含む社会サービスの提供は外部支援への依存度が高く[108]、国家主導による持続可能な実施体制の構築が課題とされている[109]。このため、SDGs の達成における障害分野の進展はなお限定的である。例えば、障害者を含む脆弱層のために、「インクルーシブな水と衛生（Water,

[105] UNICEF によると、「加入」とは、署名の順序を省略して、そのまま条約を受け入れること。「批准」とは、条約を国会でよく話し合って認め、国際的に宣言すること。https://www.unicef.or.jp/kodomo/nani/history/hi_s2.htm（参照 2026-4-16）
加入は批准と同じ法的効果を有する。https://treaties.un.org/pages/overview.aspx?path=overview/glossary/page1_en.xml（参照 2026-4-16）

[106] Global Disability Fund ウェブサイト *Empowering Duty Bearers to Uphold the Rights of Persons with Disabilities in DRC* https://globaldisabilityfund.org/programme/drc/（参照 2026-3-31）

[107] WIPO. *Marrakesh Treaty Contracting Parties List* https://ipportal.wipo.int/home（参照 2026-4-7）

[108] Joint SDG Fund. *Where We Work -Congo DR*. https://jointsdgfund.org/where-we-work/congo-dr（参照 2026-4-7）

[109] UNPRPD (2022)

Sanitation and Hygiene。以下、「WASH」という。）」プロジェクトが実施されており、アクセシブルなトイレや給水設備の整備が進んでいる一方で、多くの障害者が依然として水・衛生サービスにアクセスできていない[110]。さらに、インフラ不足や投資環境の脆弱性、紛争リスクといった構造的制約も大きく、ドナーや開発金融機関による支援の重要性が指摘されている[111]。

3－4. その他の障害と開発分野に関連する国際条約の批准・取組

コンゴ民政府は、女性差別撤廃条約（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women。以下「CEDAW」という。）に 1984 年に加入した[112]。CEDAW 委員会は 2013 年、2019 年及び 2025 年に総括所見を発出しており、法制度は整備されているものの、慣習、紛争、貧困等により実効性が限定されていること、特に東部における性暴力の継続、並びに女性が貧困、教育、雇用、保健の面で多面的な脆弱性に直面していることを指摘している。最新の総括所見（2025）では、性暴力の捜査・訴追強化、被害者への医療・心理・法的支援の拡充、軍・武装勢力の責任追及、紛争地域における国家サービスの再構築等を勧告している[113]。

子どもの権利条約（Convention on the Rights of the Child。以下「CRC」という。）に 1990 年に批准した[114]。CRC 委員会は 2001 年、2009 年及び 2017 年に総括所見を発出しており、障害児について、データ不足により「見えない存在」となっていること、インクルーシブ教育の未整備と教育からの排除、早期発見・介入体制の弱さ、社会的スティグマ、並びに法制度の実施能力の弱さを課題として指摘している。最新の総括所見では、インクルーシブ教育の推進、地域ベースのリハビリテーション強化、差別・スティグマ解消のための啓発、障害児に関するデータ整備の改善等を勧告している[115]。

また、コンゴ民政府は、障害者が適切な職業リハビリテーションを受け、他の者と平等に雇用機会へアクセスできるよう、各国に対して国家政策の策定と実施を求める国際条約である ILO159 号条約を 2026 年 4 月時点で批准していない[116]。

政府報告によると、コンゴ民はアフリカ連合のアフリカ人権憲章に関する障害者権利議定書（Protocol to the African Charter on Human and Peoples' Rights on the Rights of Persons with Disabilities in Africa）の批准に向けた国内手続を進めている。同議定書は、CRPD を補完しつつ、

---

[110] Congo Handicap *Disability Inclusive Water*. https://sdgs.un.org/sites/default/files/2022-11/Congo%20Handicap.pdf（参照 2026-4-7）

[111] https://www.oecd.org/content/dam/oecd/en/publications/reports/2025/02/states-of-fragility-2025_c9080496/81982370-en.pdf（参照 2026-4-30）

[112] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?Lang=en&Treaty（参照 2026-4-28）

[113] Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2025) *Concluding Observations on the Report of the Democratic Republic of the Congo Submitted under the Exceptional Reporting Procedure*. (CEDAW/C/COD/EP/CO/1)

[114] https://tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?Lang=en&Treaty（参照 2026-4-28）

[115] Committee on the Rights of the Child（2017）*Conducting Observations on the Combined Third to Fifth Periodic Reports of the Democratic Republic of the Congo*. (CRC/C/COD/CO/3-5)

[116] 職業リハビリテーション及び雇用条約（Vocational Rehabilitation and Employment (Disabled Persons) Convention）、1985 年発効。https://normlex.ilo.org/dyn/nrmlx_en/f?p=1000:11110:0::NO:11110:P11110_COUNTRY_ID:103376 (参照 2026-4-12)

アルビニズムのある人々の保護や紛争・貧困下の脆弱性など、アフリカ固有の課題に対応する地域的人権枠組であり、差別撤廃、アクセシビリティ、教育・保健・就労へのアクセス及び保護強化を求めている[117]。

3－5. 障害と開発分野の国際協力実績（JICA、国際機関、二国間援助機関、国際 NGO 等との協力実績）[118]

• 日本政府

【技術協力プロジェクト：障害に特化していない取組】

・ キンシャサ市都市交通マスタープラン策定プロジェクト（2017～2018）[119]

• 他ドナー

【国際機関】

<u>世界銀行（World Bank）</u>

・ コンゴ民民主共和国の女性起業家のエンパワメントと経済・就労変換のための零細・中小企業向上（Empowering Women Entrepreneurs and Upgrading MSMEs for Economic Transformation and Jobs in Democratic Republic of Congo Project：TRANSFORME)(2022-2027) [120]障害者を含む女性起業家支援プロジェクト。

・ 社会保障とディセントワーク促進プロジェクト[121]（2026 年～）世界銀行と国連による若者、女性及び障害者などの脆弱層を対象とした社会保障制度の拡充と職業訓練。

<u>グローバル障害基金（Global Disability Fund）</u>[122]

・ コンゴ民における障害者の権利保障を担う責任者の能力強化 （Empowering Duty Bearers to Uphold the Rights of Persons with Disabilities in DRC）（2022-2025)

<u>UNICEF</u>

・ 人道危機下における脆弱な子ども（障害児を含む）へのインクルーシブ教育アクセスと保護

---

[117] DRC（2024）

[118] 内閣府障害者白書、JICA 障害と開発パンフレット及び他ドナー、国際 NGO のウェブサイト記載情報より調査チーム作成

[119] JICA（2019）『コンゴ民主共和国民主共和国 キンシャサ都市交通マスタープラン策定プロジェクト―ファイナルレポート要約』 ページ S1-6-25 において、以下の記述がある：「すべての身体障害者（車いす使用者を含めて）、視覚・聴覚障害者、外国人等を含めて、モビリティを制限された人々に対して、公平なモビリティを確保するための道路、交通施設、関連建設物の規制・技術基準を定めるガイドラインを整備する必要がある。」

[120] World Bank ウェブサイト *Empowering Women Entrepreneurs Living with Disabilities in the Democratic Republic of Congo.* https://www.worldbank.org/en/news/feature/2025/12/08/empowering-women-entrepreneurs-living-with-disabilities-in-the-democratic-republic-of-congo-drc （参照 2026-4-4）

[121] World Bank ウェブサイト *The DRC Lunches a Joint Project to Strengthen Social Protection and Promote Access to Decent Work.* https://www.unglobalaccelerator.org/drc-launches-joint-project-strengthen-social-protection-and-promote-access-decent-work （参照 2026-4-4）

[122] Global Disability Fund ウェブサイト *Empowering Duty Bearers to Uphold the Rights of Persons with Disabilities in DRC* https://globaldisabilityfund.org/programme/drc/（参照 2026-3-31）
グローバル障害基金は、上記プロジェクトでは国連女性機関（UN Women）と UNESCO を実施パートナーとする。

を支援する緊急人道支援[123]

国連人権合同事務所(United Nations Joint Human Rights Office)[124、125]

- CRPD 初回政府報告の起草・協議・検証プロセス支援
- 障害者権利の啓発・アドボカシー支援
- 障害者協議会の設置支援(26 州)及び CRPD のモニタリング制度構築支援

欧州連合(European Union)

- ヒューマニティ&インクルージョンやクリスチャン・ブラインド・ミッション(Christian Blind Mission、以下、「CBM」という。)を通じて、インクルーシブ教育、CBR、障害者権利擁護及び人道支援[126]における障害インクルージョンを支援[127]

【二国間援助】

ベルギー開発協力局(Directorate-General for Development Cooperation and Humanitarian Aid)、ドイツ国際協力公社(Deutsche Gesellschaft für Internationale Zusammenarbeit: GIZ)、フランス外務省(Ministry for Europe and Foreign Affairs)、欧州連合(European Union)、ルクセンブルグ外務省開発協力・人道支援局(Directorate for Development Cooperation and Humanitarian Affairs, Ministry of Foreign and European Affairs)[128]

- ヒューマニティ&インクルージョンによる東部紛争地(イトゥリ州や北キブ州)における地雷被害者支援に対する財政支援

【国際 NGO】

クリスチャン・ブラインド・ミッション(Christian Blind Mission: CBM)[129]

- CRPD 初回政府報告の起草・協議・検証プロセス支援(国連人権合同事務所と連携)
- コミュニティに根ざしたインクルーシブ開発支援(インクルーシブ生計・自助グループ支援)及び啓発促進支援
- 障害者協議会の設置支援(26 州)
- 緊急時の障害者支援、包摂的人道対応(紛争対応)

[123] UNICEF(2025) *Humanitarian Report No. 2 Democratic Republic of Congo* https://www.unicef.org/media/170891/file/Democratic-Republic-of-the-Congo-Humanitarian-Situation-Report-No.2,-31-December-2024.pdf%20Education%20%7C%20UNICEF(参照 2026-3-31)

[124] フィールドオフィスは障害者に特化した部署や専任スタッフはおらず、法制度支援、政策提言、能力強化を通じて、障害者の権利を主流化するアプローチを採用している。出典:Office of the High Commissioner for Human Rights (以下、「OHCHR」という。) (2023) *Report 2023*

[125] DRC(2024)

[126] https://civil-protection-humanitarian-aid.ec.europa.eu/where/africa/democratic-republic-congo_en(参照 2026-4-28)

[127] https://www.hi.org/en/country/democratic-republic-of-congo(参照 2026-4-28)

[128] https://www.hi.org/en/country/democratic-republic-of-congo(参照 2026-4-28)

[129] DRC (2024)及び https://www.cbm.org/search.html?q=Congo(参照 2026-4-8)

チャイルドフッド・エデュケーション・インターナショナル（Childhood Education International）[130]

- 障害児の教育・保健支援プログラム（トゥナファシ・プログラム（Tunafasi Program））（2019～）

ヒューマニティ＆インクルージョン

- 東部紛争地（イトゥリ州や北キブ州）における地雷被害者支援[131]
- インクルーシブ教育プロジェクト[132]

MAG インターナショナル（MAG International）[133]

- 地雷・不発弾除去、地雷リスク教育、被害者支援

リリアン基金（Liliane Fonds）[134]

- デジタル技術（RegApp）を活用した CBR ワーカーの能力強化支援（2024-2026）

[130] https://ceinternational.org/disability-inclusion-in-congo/（参照 2026-4-28）
[131] https://www.hi.org/en/country/democratic-republic-of-congo（参照 2026-4-28）
[132] DRC（2024）
[133] https://www.maginternational.org/what-we-do/where-we-work/dr-congo/（参照 2026-4-28）
[134] Liliane Fonds. *Testing RehApp in the DRC*. https://www.lilianefonds.org/project/telerehabilitation-pilot-for-cbr（参照 2026-4-8）

4. 障害関連団体の活動概況

4－1. 障害当事者団体の活動概要

コンゴ民の代表的な OPD は次のとおりである[135]。

団体名	概要
コンゴ民主共和全国障害者団体連盟（Federation Nationale des Associations des Personnes Handicapées du Congo: FENAPHACO）[136]	障害者インターナショナル及びアフリカ障害フォーラム加盟の国内最大の障害者全国連合体で、全 26 州に代表組織を有し、多様な障害種別の団体を包含するプラットフォームとして機能している。障害者による当事者主導組織として、政策提言、権利擁護、政府との対話、啓発活動を展開し、CRPD 実施促進や法制度改善に向けたアドボカシーを行っている。2022 年障害者基本法の成立に向けたロビー活動を主導したほか、州レベル条例の働きかけ、2023 年末の大統領・議会選挙において障害者が投票しやすい環境（点字投票用紙・スロープ設置等）の整備を監視、紛争地域の障害女性への性暴力撤廃キャンペーン（国連合同人権事務所協力）等にも取り組んでいる[137]。
コンゴ民障害者連盟（Federation Congolaise des Personnes Handicapées: FECOPEHA）[138]	2021 年 11 月 5 日付省令により設立された非営利団体で、障害者の権利促進と保護を目的とする全国組織。政策提言、政府との対話、社会参加促進、啓発活動を行い、多様な障害当事者団体をつなぐプラットフォームとして機能している。公式 Facebook の更新はされていないものの、報道によれば 2026 年 1 月に同連盟事務局長は CRPD 履行監視メカニズムの未整備を課題として指摘し、法定機関の運用化を政府に提言しており、アドボカシー活動の継続が確認できる[139]。
視覚障害者開発協会（Association des Aveugles	盲人及び弱視者の権利擁護と社会的包摂の促進に取り組んでいる。世界盲人連合の加盟団体として、アクセシビリティ、

[135] UNPRPD (2022)

[136] 団体のウェブサイト等は確認できなかったが、国連のウェブ記事において、2025 年の 9 月に国連を招いてアドボカシー・デーを開催したとあり、活動が確認できる。https://drcongo.un.org/fr/301270-le-syst%C3%A8me-des-nations-unies-r%C3%A9affirme-son-engagement-%C3%A0-renforcer-l%E2%80%99inclusion-des-personnes#:~:text=La%20F%C3%A9d%C3%A9ration%20Nationale%20des%20Associations%20des%20Personnes,sa%20journ%C3%A9e%20de%20plaidoyer%20organis%C3%A9e%20%C3%A0%20Kinshasa.（参照 2026-4-26）

[137] UNPRPD (2022)

[138] https://www.facebook.com/p/F%C3%A9d%C3%A9ration-Congolaise-des-Personnes-Handicap%C3%A9es-100083097648664/（参照 2026-4-26）

[139] https://acp.cd/genre/inclusion-effective-des-pvh-le-gouvernement-appele-a-rendre-operationnels-les-dispositifs-legaux/(参照 2026-4-26)

pour de Développement：ASAD[140]）	機会均等、及び社会への完全な参加の推進に努めている[141]。
コンゴ全国ろう者協会（Association Nationale des Sourds du Congo：ANSCO）[142]	1989 年設立。コンゴ民のろう者を代表する全国当事者団体で、ろう者の権利擁護と社会的包摂の促進を目的として活動している。主な活動は、コンゴ手話の認知促進、教育・就労機会へのアクセス改善、政策提言、啓発、当事者のエンパワメントとリーダーシップ強化である。また、手話の公的承認や市民的権利の促進にも取り組み、人道危機下のろう者支援も実施している。
インクルーシブ開発のための若者協会（Association des Jeunes Pour le Developpement Inclusif- République Démocratique du Congo: AJDI DRC）	知的障害及び精神障害者の権利擁護と包摂促進に取り組む全国ネットワーク。社会の意識変容、OPD の能力強化、並びに社会経済開発プログラムの推進を通じた支援を行っている。インクルージョン・インターナショナルの正式メンバー[143]。
コンゴ障害のある母親の解放と発展のための協会（Congolese Association for the Liberation and Development of Disabled Mothers: ACOLDEMHA）[144]	1995 年設立されたキンシャサを拠点とする OPD。障害女性を中心に、権利擁護（啓発）、職業訓練、インクルーシブ教育の普及、教員・保健関係者向け研修、障害者同士のネットワーク形成などを通じて社会的包摂と自立を促進する活動を行っている。UNPRPRD によると、政策への影響力は限定的であることが指摘されている。

4－2. 障害者支援団体の活動概要

団体名	概要
困難な状況にある子どもの発達支援協会（Appui au Développement de l'Enfant en Détresse: ADED）[145]	2002 年にウヴィラで設立された NGO で、困難な状況にある子ども・若者（障害児を含む）の保護、包摂的発達支援、家族・地域に根ざした支援を目的として活動している。主な活動は、障害児支援・CBR、インクルーシブ教育、若者の自立・就労支援、人道支援、家族中心支援など。特に二分脊

[140] https://www.facebook.com/asaddrc/（参照 2026-4-26）
[141] https://wbu.ngo/fr/membres/association-des-aveugles-pour-de-developpement-asad（参照 2026-4-26）
[142] https://ansco-cd.org/notre-association（参照 2026-4-26）
[143] https://inclusion-international.org/our-members/full-member-listing/?biro-region=20#biro-filters（参照 2026-4-26）
[144] https://www.acoldemha.org/（参照 2026-4-26）
[145] https://aded-rdc.org/（参照 2026-4-26）

	椎・水頭症児支援や、保健センターレベルでの CBR 統合にも取り組んでいる。東部（ウヴィラ、ブカブ、ゴマ）を中心に活動している。障害児のインクルーシブ教育（前出のトゥナファシ・プログラム）の実施主体[146]。
障害者の保護と支援のための青年協会（Association des Jeunes pour la Protection et l'Accompagnement des Déficients: AJEPAD）	前出のトゥナファシ・プログラムの実施主体である ADED のパートナー団体として、地域レベルの実施主体として機能している。障害児・若者への教育・社会参加、地域ベースの障害インクルージョンを現場で実施している[147]。
コンゴ・ハンディキャップ（Congo Handicap）[148]	2005 年設立で、障害者及び脆弱な人々のエンパワメント、権利擁護、社会包摂促進に取り組む人道・開発系 NGO。主な活動は、障害者の権利擁護・政策提言、社会包摂とアクセシビリティ促進、保健・栄養、教育、WASH、食料安全保障、保護分野の支援、障害予防・地域支援、人道危機下の障害者支援など。

[146] https://ceinternational.org/disability-inclusion-in-congo/（参照 2026-4-8）
[147] 同上
[148] https://www.congohandicaprdc.org（参照 2026-4-26）

5. 障害者が直面する障壁・ニーズ

CRPD の政府報告書によると、障害者が直面する横断的な障壁として、交通手段の不足や情報へのアクセスの制約が指摘されている[149]。また、障害者を軽視する文化的・慣習的な価値観や迷信が根強く、とりわけ地方部においてその傾向が強い。さらに、武力紛争の影響により、障害者は脆弱な状況に置かれやすく、避難や保護の面で十分な配慮が求められている。加えて、支援は家族に依存する傾向が強く、公的サービスや地域における支援体制の拡充が必要とされている[150]。

以下のそれぞれの分野における障壁・ニーズについては、CRPD に関するパラレルレポートが提出されていないことから、政府報告と UNPRPD による報告書及び既存の学術文献に基づき補足的に整理した。

5－1. 保健医療サービスを利用する際に直面する障壁

多くの医療施設では、資源や専門人材の不足により、早期診断、リハビリテーション、専門的ケアの提供体制が十分に整っておらず、障害児は脆弱な状況に置かれやすいと指摘されている[151]。また、医療へのアクセスは限定的であり、費用負担も重い状況にあると報告されている[152]。

物理的な側面では、地方の保健センターの多くに段差が存在し、車いす利用者が施設に入ること自体が困難な場合がある。さらに、診察台の高さ調整ができないなど設備面での配慮が十分でないため、適切な検査や診察を受ける上での制約が生じている[153]。

コミュニケーションの面では、医療従事者の中に手話スキルを有する者がほとんどおらず、聴覚障害者は第三者を介さずに受診することが難しい状況にある。その結果、医療情報の理解やプライバシーの確保に配慮が求められている[154]。

経済的な側面においては、義肢装具や車いすの購入・修理に対する公的助成が限定的であり、多くの障害者が国際 NGO 等の支援に依存している状況にみられる[155]。このように、障害者は物理的・制度的・経済的・コミュニケーション的な多層的障壁に直面している。

東部地域（北キブ州及び南キブ州）では、紛争により避難した障害者が深刻な生活困難に直面しており、医療の基本的支援が不足していることから、障害者の中でも特に重度障害者の医療不足による死亡事例も発生しており、緊急人道支援の強化が求められている[156]。

---

[149] DRC（2024）
[150] 同上
[151] Childhood Education International https://ceinternational1892.org/disability-inclusion-in-congo/（参照 2026-4-8）
[152] DRC（2024）
[153] Humanity＆Inclusion. *Democratic Republic of Congo*. https://www.hi-us.org/en/country/democratic-republic-of-congo（参照 2026-4-1）
[154] DRC（2024）
[155] Humanity＆Inclusion. *Democratic Republic of Congo*. https://www.hi-us.org/en/country/democratic-republic-of-congo（参照 2026-4-1）
[156] https://www.radiookapi.net/2026/04/25/actualite/societe/les-personnes-vivant-avec-handicap-au-nord-et-sud-kivu-appellent-laide（参照 2026-4-30）

5－2. 教育を受ける際に直面する障壁・ニーズ

コンゴ民では、障害児の多くが依然として学校教育へのアクセスに制約を受けている。既存研究は、特別支援教育の不足に加え、インクルーシブ教育を推進するための制度・資源・社会的認識が十分に整っていない状況を指摘している[157]。

制度・供給面では、特別学校の数は限られており、教育行政区 30 州のうち特別教育が実施されているのは 22 州にとどまるほか、全国 5 万 1,377 校のうち特別学校は平均 109 校程度に過ぎないとされる[158]。また、インクルーシブ教育に関する法制度や安定的な財政基盤、教材、情報通信技術、人的資源が十分に整備されておらず、通常学校における受入体制の強化が求められている[159]。

人的資源の面では、教員が障害児教育に関する専門的研修を受ける機会が限られており、大人数学級の中で個別ニーズに応じた指導を行うことに制約があるとされる[160]。

政府報告によると、学校施設のバリアフリー化の遅れや、支援機器、リハビリ施設の不足など、基礎的なインフラ整備が十分に進んでいない。また、点字教材や手話対応教材の不足などにより、物理的・情報的アクセスの面でも制約がみられる[161]。

さらに、社会的スティグマや障害児の能力に対する低い期待も、就学や継続的な学習に影響を及ぼしている[162]。例えば、障害のある子どもが生まれた場合、母親がパートナーから離婚され公の場で非難されるといった事例や[163]、障害児が家庭内にとどめられ、外出や就学の機会を得にくい状況も報告されている[164]。こうした状況は、虐待やネグレクト、暴力、搾取のリスクの増大にもつながり得る[165]。

このように、障害児は、制度的・物理的・人的・社会的な多層的障壁に直面しており、インクルーシブ教育の制度整備と全国的な展開、教員研修や支援体制の強化、教材・補助具の整備、並びに社会的認識の改善が求められている。また、家族及び地域社会を含めた支援ネットワークの構築が、継続的な就学を支える上で重要とされる[166]。

---

157 Tshiunza et al. (2018) *Inclusive Education in DR Congo: Legal Foundations, State, Challenges and Perspectives*；Upolwun & Bambanota (2018) *Education of people with disabilities in the Democratic Republic of Congo from 1960 to 2016: What to do?*

158 Upolwun & Bambanota (2018)

159 Tshiunza et al. (2018)

160 同上；Upolwun & Bambanota (2018)；Genovesi et al. (2021) *Stakeholder experiences, attitudes and perspectives on inclusive education for children with developmental disabilities in sub-Saharan Africa: A systematic review of qualitative studies.*

161 https://ceinternational.org/disability-inclusion-in-congo/（参照 2026-4-28）

162 Tshiunza et al. (2018). ；Genovesi et al. (2021)

163 https://www.dia-network.org/blog/working-to-fight-discrimination-against-disability-in-the-democratic-republic-of-congo（参照 2026-4-18）

164 同上

165 https://mics.unicef.org/sites/mics/files/Congo%2C%20Democratic%20Republic%20of%20the%2C%202017-18%20MICS%20Snapshots_French.pdf（参照 2026-4-18）

166 Upolwun & Bambanota (2018)；Genovesi et al. (2021)

5－3. 就労に関する障壁・ニーズ

2-3 で記したように、障害者雇用に関連する法的進展にもかかわらず、障害者の労働及び雇用の権利は依然として偏見や過小評価に直面しており、労働市場における周縁化が続いている。主な障壁として、雇用差別（障害を理由とした採用拒否）、インフォーマルセクターへの依存、職業訓練不足、社会保障の不足が挙げられる[167]。政府報告によれば、多くの障害者は生計維持のため小規模商業等のインフォーマルセクターに従事しているが、支援体制やパートナー支援の弱さから不安定であり、失敗リスクが高い。この結果、法律上は禁止されているにもかかわらず、都市部では物乞いに依存せざるを得ない状況もみられる。

障害のある賃金労働者の所得は、障害のない労働者と比較して 61%低い水準にとどまっている。また、障害者は、障害のない人々に比べて失業期間が 30%以上長く、失業率も非常に高い水準にある。さらに、社会保障の適用率も低い状況にある[168]。

教育機会の不足により、読み書き能力や IT スキルの不足がホワイトカラー職への就職が困難であるという課題もある[169]。障害者自立・アクセシビリティ支援国家基金（FONA-PVH）によれば、同国における多くの採用試験では障害者への配慮が十分になされておらず、現状には多くの課題が残されており、その実施にはさらなる意識向上と取組が必要であるとされる[170]。加えて、自営業は重要な生計手段である一方、マイクロファイナンスへのアクセス不足や起業支援の不足が制約となっており、障害者雇用企業への税制優遇等の支援措置の必要性も指摘されている[171]。

5－4. 移動に関する障壁・ニーズ

障害者は移動に関して深刻な制約に直面している。公共交通においては、バス等にスロープが設置されていないなどアクセシビリティが十分に確保されておらず、また都市インフラについても未舗装道路が多いことから、車いす利用者にとって移動は極めて困難な状況にあると指摘されている[172]。特に首都キンシャサにおいては、公共バス（通称「Esprit de Vie」）の多くが高床式であり、車いす利用者が自力で乗降することは事実上不可能であると報告されている[173]。

このような状況を踏まえ、低床バスの導入や、歩道の平坦化、点字ブロックの敷設といったインフラ整備の必要性が指摘されている[174]。

---

[167] UNPRPD（2022）
[168] DRC (2023) *Rapport d'Examen National Volontaire de la RDC 2023*
[169] 同上及び Swedish International Development Cooperation Agency（2014）*Disability Rights in Democratic Republic of Congo.*
[170] https://magazinelaguardia.info/2025/12/04/rdc-malgre-la-loi-linclusion-sociale-de-pvh-demeure-faible/ (参照 2026-4-16)
[171] UNPRPD（2022）
[172] 同上及び Lobe, P. O. (2019) *Revised Country Report: Democratic Republic of Congo*.
[173] UNPRPD（2022）
[174] 同上

5－5. 情報保障に関する障壁・ニーズ[175]

コンゴ民の障害者は、情報保障に関して多くの障壁に直面している。手話通訳者の不足や点字資料の不足に加え、知的活動を支援する情報通信技術へのアクセス手段（専用コンピュータ、専用携帯電話、点字印刷機等）も十分に整備されていない。また、テレビ放送における手話通訳の導入は一部にとどまり、公的情報の点字化も十分には進んでいない状況にある。

また、多くの政府ウェブサイトがスクリーンリーダーに対応していないため、視覚障害者は行政手続きを行う際に介助者を必要とするなど、自立的な情報アクセスが制約されている。

加えて、災害時や感染症流行時などの緊急時においても、手話通訳の提供が制度的に担保されておらず、情報へのアクセスに大きな課題がある。このため、緊急情報における手話通訳の義務化が求められている[176]。

政府報告においても、教育及び情報アクセスの分野においてアクセシブルな教材や情報提供体制が不十分であることが指摘されている。現行の実施体制は限定的であり、アクセシブルな出版物の提供は主に国際 NGO に依存している状況にある[177]。

5－6. ジェンダーに関する障壁・ニーズ

政府報告や既存研究は、障害女性が家庭内暴力、社会的排除、教育・雇用機会の制約、保健サービスへのアクセス制限といった多層的な障壁の存在を示している。

まず、家族・パートナー関係においては、暴力及び排除のリスクが高い傾向が指摘されている。北キヴ州における調査では、障害女性は身体的・性的パートナー暴力を受けるリスクが高いことが示されている[178]。また、キンシャサでは、障害女性が家族や義家族から放置・拒絶され、教育や就労の機会に制約が生じ、結果として極度の貧困や路上生活に至る事例が報告されている[179]。結婚やパートナー関係においても、障害女性は不安定な関係に置かれやすく、妊娠後に関係を断たれるといった事例も報告されている[180]。

次に、教育・雇用及び意思決定への参加に関しても明確な格差が確認されている。2017 年から 2018 年にかけて実施された UNICEF の第 6 回複数指標クラスター調査（MICS6）によると、初等教育を修了していない割合は障害女性で 42%と、障害のない女性（33%）より高い[181]。高等教育機関では、女性及び障害者の参加が限定的であり、その背景にはジェンダー規範や構造的要因があるとされる[182]。また、差別や迫害を受けていると感じる割合は障害女性で 31%と、障害のない女性（16%）の約 2 倍に上り、幸福を感じる割合も障害女性で 30%と、障

[175] UNPRPD（2022）
[176] 同上
[177] DRC (2024)
[178] Scolese et al. (2020) *Disability status and violence against women in the home in North Kivu, Democratic Republic of Congo*
[179] Coster et al. (2016) *Beadwork and the Plasticity of Disability: (Un)Making Bodily Difference, Gender and Apprenticeship in Kinshasa, DR Congo*
[180] 同上
[181] UNICEF (2017)
[182] Muyo (2023) F*actors limiting the diversity and inclusion of gender, disabled people and indigenous populations in the DR Congo academic settings*

害のない女性（45%）より低い水準にある[183]。また、女性への教育投資が軽視される社会規範の中で、障害女性は職業機会へのアクセスがさらに制約されやすいと指摘されている[184]。

さらに、性と生殖に関する保健について、ジェンダー特有の制約も確認されている。ゴマにおける研究では、女性が医療サービスを利用する際に夫や家長の同意が求められる慣行が存在し、とりわけ未婚女性や性的暴力被害者にとって医療サービスにアクセスする上での障壁となっている[185]。障害女性はこれに加え、障害に関するスティグマや医療従事者の理解不足の影響を受けやすく、結果として性と生殖に関する保健サービスへのアクセスがさらに制限される傾向にある。

こうした状況を踏まえると、障害女性に対しては、ジェンダーに基づく暴力からの保護及び支援の強化[186]、教育及び経済的エンパワメントの促進[187]、ジェンダーと障害を統合した制度整備[188]、並びに社会的認識の改善といった対応が求められている[189]。

紛争地帯（東部イトウリ州など）では、逃げることが困難な障害女性が性暴力の標的になりやすいという極めて深刻な報告がある[190]。

以上のように、障害女性は複数の領域にまたがる障壁に直面しており、暴力防止、教育・就労機会の拡充、保健サービスへのアクセス改善、並びに社会的包摂の促進に向けた包括的な対応が求められている。

[183] Muyo (2023)
[184] 同上
[185] Lambert & Mbeva (2020) *Women and access to health care in the Democratic Republic of Congo: Barriers related to gender*
[186] Scolese et al. (2020)
[187] Muyo (2023)
[188] 同上
[189] Coster et al. (2016)
[190] UNPRPD (2022)

6. 参考資料

Balume, B. M. (2025) "Investigating Concerns about Inclusive Education for Students with Disabilities in Protestant Secondary Schools in Bukavu, Democratic Republic of Congo (DRC)", *European Journal of Education Studies*, Vol.12, Issue 6.

Committee on the Elimination of Discrimination against Women (2025) *Concluding Observations on the Report of the Democratic Republic of the Congo Submitted under the Exceptional Reporting Procedure*. (CEDAW/C/COD/CO/1)

Committee on the Rights of the Child（2017）*Concluding Observations on the Combined Third to Fifth Periodic Reports of the Democratic Republic of the Congo*. (CRC/C/COD/CO/3-5)

Coster, J., Nkayilu, E., & Devlieger, P. (2016). "Beadwork and the Plasticity of Disability: (Un)Making Bodily Difference, Gender and Apprenticeship in Kinshasa, DR Congo". *Societies,* 6 (2), 1-17.

European Union (2019) *European Union Annual Report on Human Rights and Democracy in the World 2019 Country Updates*.

Genovesi, E., Jakobsson, C., Nugent, L., Hanlon, C., & Hoekstra, R. (2021). "Stakeholder experiences, attitudes and perspectives on inclusive education for children with developmental disabilities in sub-Saharan Africa: A systematic review of qualitative studies". *Autism, 26*, 1606 - 1625.

Government Democratic Republic of the Congo (2023) *Rapport d'Examen National Volontaire de la RDC 2023*

Government of Democratic Republic of the Congo (2024) *Rapport initial soumis par la Republicque democratiquedu Congo en application de l'article 35 de la Convention, attendu en 2017 (CRPD/C/COD/1)* (*CRPD Initial Report)*

International Organization for Migration (2025) *Democratic Republic of the Congo Crisis Response Plan 2025*

Kadiwaku Family Foundation (2018) *Annual Report 2018* - Democratic Republic of Congo

Ministère des Affaires Sociales, Action Humanitaire et Solidarité Nationale, Fonds National de Promotion et de Service Social (2016) *Rapport de la collecte des données sur les personnes Handicapées en RDC*

Ministère de la Santé Publique, Hygiène et Prévention Sociale (n.a.) *Liste Nationale des Produits d'Assitance Prioritaires*

Muyo, H. (2023). Factors limiting the diversity and inclusion of gender, disabled people and indigenous populations in the DR Congo academic settings. *Eximia*.

Lambert & Mbeva (2020) *Women and access to health care in the Democratic Republic of Congo: Barriers related to gender.*

Lobe, P.O. (2019) *Revised Country Report: Democratic Republic of Congo* in Center for Human Rights at University of Pretoria

Scolese, A., Asghar, K., Cordero, R., Roth, D., Gupta, J., & Falb, K. (2020). "Disability status and violence against women in the home in North Kivu, Democratic Republic of Congo." *Global Public Health, 15*, 985 - 998.

Swedish International Development Cooperation Agency (2014) *Disability Rights in Democratic Republic of Congo.*

Tshiunza et al. (2018) "Inclusive Education in Dr Congo: Legal Foundations, State, Challenges and Perspectives" *European Journal of Alternative Education Studies*

UNDP (2023) *SDG Push Insight Report- Democratic Republic of Congo*

UNICEF (2017) *Multiple Indicator Cluster Surveys - Disability Data 6th Round of the Multiple Indicator Cluster Survey Programme*

UNICEF（2025）*Humanitarian Situation Report No. 2 Democratic Republic of Congo*

UNPRPD (2022) *Situational Analysis of the Rights of Persons with Disabilities in Democratic Republic of the Congo*

UN Office of the High Commissioner for Human Rights (2023) *Report 2023*

Upolwun, E., & Bambanota, G. (2018). "Education of people with disabilities in the Democratic Republic of Congo from 1960 to 2016: What to do ?". *International journal of innovation and scientific research, 37*, 184-192.

Vaughan, K., & Thapa, R. (2023). "Affordability of an NGO-government partnership for community-based disability rehabilitation." *African Journal of Disability, 12*.

WHO (2024) *Stratégie de coopération de l'OMS avec la République démocratique du Congo, 2024-2029*

落合雄彦（2021）「アフリカにおける障がい者と人権の社会誌」『2021 年度龍谷大学人権問題研究委員会研究プロジェクト報告書』

国際協力機構（2019）「コンゴ民主共和国　キンシャサ都市交通マスタープラン策定プロジェクトーファイナルレポート要約」

＜ウェブ情報＞

Disability Data Initiative ウェブサイト 2022 Country Briefs *Democratic Republic of Congo* https://www.disabilitydatainitiative.org/twentycountry_brief/cd（参照 2026-3-31）

Disability & Inclusion Africa Network ウェブサイト *Working to Fight Discrimination Against Disability in the Democratic Republic of Congo* https://www.dia-network.org/blog/working-to-fight-discrimination-against-disability-in-the-democratic-republic-of-congo（参照 2026-3-31）

Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights *United Nations Human Rights Treaty Bodies – Treaty Body Database* tbinternet.ohchr.org/_layouts/15/TreatyBodyExternal/Treaty.aspx?CountryID=43&Lang=EN（参照 2026-3-31）

WIPO *Marrakesh Treaty Contracting Parties List* https://ipportal.wipo.int/home（参照 2026-4-7）